

福岡県公報

平成三十一年四月二十六日
第四千八百八十八号
増刊 ①

目次

規 則 (第九号・十号)	水質汚濁性農薬に該当する農薬の使用規制に関する規則の一部を改正する規則	（食の安全・地産地消課）	……………一
告 示 (第三百八十六号)	福岡県税条例施行規則等の一部を改正する規則	（行政経営企画課）	……………一
教育委員会	福岡県資料室利用規程の一部を改正する告示	（調査統計課）	……………六四
	法制審議会規則及び福岡県立学校授業料等減免規則の一部を改正する規則	（教育庁総務企画課）	……………六四
	福岡県教育委員会統計事務調整規程の一部を改正する訓令	（教育庁総務企画課）	……………六四
	福岡県教育委員会事務局職員等の宿直勤務及び日直勤務に関する規程の一部を改正する訓令	（教育庁総務企画課）	……………六五
	福岡県教育委員会事務局職員等結核療養休暇等の取扱に関する規程の一部を改正する訓令	（教育庁教職員課）	……………六五
人事委員会	福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	（人事委員会事務局給与公平課）	……………七三
再 掲	福岡県企業局会計規程の一部を改正する規程	（企業局管理課）	……………七三

規 則

水質汚濁性農薬に該当する農薬の使用規制に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十一年四月二十六日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第九号

水質汚濁性農薬に該当する農薬の使用規制に関する規則の一部を改正する規則

水質汚濁性農薬に該当する農薬の使用規制に関する規則（昭和三十八年福岡県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十二条の四第二項」を「第二十六条第二項」に改める。

第四条第二項中「第三条」を「前条」に改める。

別記様式中「(ロ)汚濁性」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県税条例施行規則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十一年四月二十六日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十号

福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則
（福岡県税条例施行規則の一部改正）

第一条 福岡県税条例施行規則（昭和三十年福岡県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中「第七十二条の四第四第五項」の下に、「第七十四条の二十一第三項」を加え、「若しくは第七百四十五条第三項」を「第七百四十五条第三項」に改め、「第三百六十八条第三項」の下に「若しくは第七百三十三条の十七第三項」を加え、「第六十四条第三項」を「第六十四条第四項」に、「若しくは第七百条の六十三第二項」を「第七百条の六十三第二項若しくは第七百三十三条の二十第二項」に改める。

第三十一条第六十二号の次に次の一号を加える。
 六十二の二 不動産等の次順位買受申込者決定通知書 第六十一号の二十七の二様式

第三十一条第六十三号の次に次の一号を加える。
 六十三の二 不動産等の次順位買受申込者決定の公告 第六十一号の二十八の二様式

様式目次中

十四の二	徴収・換価猶予の納付計画変更通知書(その一、その二)	十二条、十二条の二、十二	を
------	----------------------------	--------------	---

十四の二	徴収・換価猶予の納付計画変更通知書(その一、その二)	十二条、十二条の二、十二	に、
------	----------------------------	--------------	----

十四の七	換価猶予取消通知書(その一、その二)	十二条の二、十二	を
------	--------------------	----------	---

十四の七	換価猶予取消通知書(その一、その二)	十二条の二、十二条の二	に、
------	--------------------	-------------	----

六十一の七	不動産等の最高価申込者決定通知書	三十一条	を
六十一の八	不動産等の最高価申込者決定の公告	三十一条	

六十一の二	不動産等の最高価申込者決定通知書	三十一条	に改める。
六十一の七	不動産等の次順位買受申込者決定通知書	三十一条	
六十一の八	不動産等の最高価申込者決定の公告	三十一条	
六十一の二	不動産等の次順位買受申込者決定の公告	三十一条	

第三号様式その三の三を次のように改める。

第 3 号 様式 その 3 の 3 (第 6 条 関係)

福岡県 自動車税 年度 納入済通知書

口座番号	加入者名	福岡県	県税事務所出納員
納機番	納付番号	確認番号	納付区分
登録番号	CD	課税年度	年度 税目
			自動車

納期限	年月日	税額	円
納付者氏名		延滞金	0 円
C S V 取納用		合計金額	円

取納代行 (ご注意)
 パーコードがないものや金額訂正したものはコンビニエンスストアでは納付できません。
 (コンビニ本部控) 福岡貯金事務センター
 取引店 福岡銀行 取りまとめ店 ATM取付不可

額収日付印

(県税事務所送付用)
 (受付局→取りまとめ店→加入者)

上記金額を受領したので通知します。 郵便番号 812-8794 ゆうちょ銀行

福岡県 自動車税

加入者名	福岡県	県税事務所出納員
口座番号		
税額	円	
延滞金	円	
合計金額	円	
納期限	年月日	
納付者氏名		様
登録番号		

額収日付印

(金融機関保管/店舗控用)

福岡県 自動車税

口座番号	福岡県	加入者名	県税事務所出納員
登録番号			
納期限	年月日		

裏面を参照のうえ、上記のとおり納付してください。

年 月 日

額収日付印

(納税者交付用)

この通知書でのコンビニの取扱いは 月 日 (※) までです。
 ※納期限ではありません。納期限を過ぎると延滞金が加算される場合があります。

福岡県 自動車税

税額	円
延滞金	円
合計金額	円

上記の金額を領収しました。

額収日付印

額収証紙・印紙は不要です。

自動車税納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用)

福岡県 県税事務所長

登録番号	
車台番号	
管理ID	
有効期限	年 月 日

この納税証明書は車検を受けるときに必ず【車検証】と一緒に保管してください。

額収日付印

お支払いの際は、切り取りしないでください。

第五号様式を次のように改める。

第5号様式（第8条関係）

納期限変更告知書		第 号	
納税者又は 特別徴収義務者	住所		
	氏名又は 名称		
年度分	税 目	年 月 分	
納税通知書番号			
変更後の納期限			
年 月 日			
税 額 又 は 納付（納入）金額	千	百	十 万 千 百 十 円
納付（納入）場所			
<p>地方税法第13条の2第1項の規定により、下記の理由のため納期限を変更しますので、指定の期日までに納付してください。</p> <p>1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務局長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>			
記			
理 由			
年 月 日			
福岡県		県税事務局長	
印			

備考 3部作成し、控えのうち一部には伺い欄を設け、他の一部にはその最上部に「受理年月日」及び「処理年月日」の欄を設け、納期限変更告知書(連絡表)第 号とすること。

第九号様式その一中「ホ」を削り、「第16号」を「第19号」に改める。

第九号の二様式、第十号の九様式及び第十号の十様式中「ホ」を削る。

第十四号の十一様式その一中「から3か月」を「翌日から起算して3か月」に改める。

第二十二号様式その二の一から第二十二号様式その三の二までを次のように改める。

第22号様式その2の1 (第15条関係)

受付印

決裁年月日	係員	係長	課長	副所長	所長	整理番号
						※
						照合番号
						※

注意

この自動車を使用しなくなったときや、この申請書に記載された内容に変更があったときは、速やかに当県税事務所に連絡してください。

年 月 日 福岡県知事殿	申請者	住所														
	(納税者) (義務者)	氏名	(フリガナ) 印													
		個人番号	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>													
電話番号	自宅 ()	携帯 ()														
自動車税減免申請書 (身体障害者等に対する減免) 下記のとおり自動車税・自動車取得税を減額・免除されるよう申請します。																
区分	年度	減免前の税額	※減免する額	※減免後の税額	自動車登録(車両)番号											
自動車税					福岡久留米 北九州筑豊											
自動車取得税																
手帳の種類及び番号	身障手帳・療育手帳・保健福祉手帳 第 号		登録年月日(取得)	新規登録・移転登録 年 月 日												
同上の交付年月日	年 月 日		最大積載量 乗車定員	kg (kg) 人 (人)												
障害名及び障害等級(程度)			総排気量 又は定格出力	l kw												
			車名・年式 車 型	年式												
運転免許証の番号			車台番号													
運転免許証の取得年月日	年 月 日		定置場 (使用の本拠の位置)	1 住所に同じ 2												
運転免許の種類	1 普通 2 中型 3 大型		減免を受けた自動車を譲渡・抹消し新たに自動車を取得した場合	譲渡・抹消自動車の登録番号	福岡・北九州・久留米・筑豊											
条件が付されているときはその条件			登録年月日	移転出・抹消 年 月 日												
			※通知書発送年月番号													
申請者と障害者等の関係	1 申請者本人	2 申請者以外の場合 (フリガナ) 身体障害者等の氏名			申請者との続柄	※ 手帳等 印										
運転者	1 申請者本人	2 申請者以外の場合 (フリガナ) 運転者の氏名			障害者との続柄	※ 運転免許証 印										
自動車の使用目的	1 自営業・通勤 2 通学・通園 3 通院・通所 4 その他 ()					課税状況・一覧表及び減免処理簿 印										
摘要																

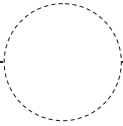

※印の欄は、記載しないでください。

(記載については裏面をお読みください。)

第22号様式その2の2 (第15条関係)

受付印

決裁年月日	係員	係長	課長	副所長	所長	整理番号
						※
						照合番号
						※

 年 月 日 福岡県知事殿	申請者 (納税義務者)	住所
	氏名	(フリガナ) 印 
	電話番号	自宅 () 携帯 ()

注意

この自動車を使用しなくなったときや、この申請書に記載された内容に変更があったときは、速やかに当県税事務所に連絡してください。

※印の欄は、記載しないでください。

自動車税減免申請書
自動車取得税
(身体障害者等に対する減免)
下記のとおり自動車税・自動車取得税を減額・免除されるよう申請します。

区分	年度	減免前の税額	※減免する額	※減免後の税額	自動車登録(車両)番号
自動車税					福岡久留米 北九州筑豊
自動車取得税					
手帳の種類及び番号	身障手帳・療育手帳・保健福祉手帳 第 号	登録年月日(取得)	新規登録・移転登録 年 月 日		
同上の交付年月日	年 月 日	最大積載量 乗車定員	kg () kg) 人 () 人)		
障害名及び 障害等級(程度)		総排気量 又は定格出力	l kw		
		車名・年式 型式	年式		
運転免許証の番号		車台番号			
運転免許証の取得年月日	年 月 日	定置場 (使用の本拠の位置)	1. 住所と同じ 2. 福岡・北九州・久留米・筑豊		
運転免許の種類	1 普通 2 中型 3 大型	減免を受けた自動車を譲渡・抹消し新たに自動車を取得した場合	譲渡・抹消の自動車登録番号	福岡・北九州・久留米・筑豊	
条件が付されているときはその条件		登録年月日	移転出・抹消	年 月 日	
		※通知書発送年月日番号			
申請者と障害者等の関係	1 申請者本人	2 申請者以外の場合 身体障害者の氏名	申請者との続柄	※ 手帳等 運転免許証 課税状況・一覧表及び減免処理簿	印
運転者	1 申請者本人	2 申請者以外の場合 運転者の氏名	障害者との続柄		印
自動車の使用目的	1 自営業・通勤 2 通学・通園 3 通院・通所 4 その他 ()				印
摘要					

(記載については裏面をお読みください。)

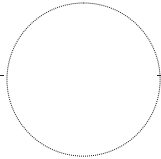
第22号様式その3の1 (第15条関係)

お 願 い

- 1 この申請書は当該自動車の定置場を管轄する県税事務所長を経由して提出してください。
- 2 この申請書には次の書類を添付して提出してください。

(1)公安委員会から教習所として指定を受けた際の指定書の写し

(2)公安委員会から教習車として承認を受けたことを証する書面の写し又は警察本部運転免許試験課長の指定自動車教習所路上教習用自動車証明書の写し

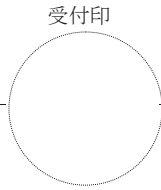
受付印  年 月 日 福岡県知事殿	※承認、却下の通知伺い	係員	係長	課長	副所長	所長	※台帳処理及通知	月 日 印																			
	申請者 納税義務者	住所																									
		氏名	印																								
		個人番号又は法人番号(右詰で記載)	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																								
電話番号	自宅	()	()						携帯	()	()																
自動車税減免申請書 (指定自動車教習所に対する減免) 下記のとおり自動車税を減免されるよう申請します。																											
納税通知書番号又は照合番号	年度	減免前の税額	※ 減免する額	※ 減免後の税額	自動車登録番号																						
		円	円	円	福岡 久留米 北九州 筑 豊																						
教習所指定番号	第 号		最大積載量 乗車定員	kg (kg) 人 (人)																							
同上指定年月日	年 月 日		総排気量 又は定格出力	l kw																							
教習車承認番号	第 号		車 名 型 式 ・ 年 式																								
同上承認年月日	年 月 日		車 台 番 号																								
自動車登録年 月 日	新規登録・移転登録 年 月 日		定 置 場 (使用の本拠の位置)																								
※ 調 査 事 項																											
調査対象期間	年 月 日から 年 月 日まで																										
調 査 の て ん 末																											
通知書発送年月日 番 号	年 月 日 第 号		調 査 年 月 日 調 査 員	年 月 日 印																							

※印の欄は、記載しないでください。

第22号様式その3の2 (第15条関係)

お 願 い

- 1 この申請書は当該自動車の定置場を管轄する県税事務所長を経由して提出してください。
- 2 この申請書には次の書類を添付して提出してください。
 - (1) 公安委員会から教習所として指定を受けた際の指定書の写し
 - (2) 公安委員会から教習車として承認を受けたことを証する書面の写し又は警察本部運転免許試験課長の指定自動車教習所路上教習用自動車証明書の写し



年 月 日
福岡県知事殿

※承認、却下の通知伺い	係員	係長	課長	副所長	所長	※台帳処理及通知	月 日 印
-------------	----	----	----	-----	----	----------	----------

申請者 (納税義務者)	住 所	印
氏 名	(電話 - -)	

自 動 車 税 減 免 申 請 書

(指定自動車教習所に対する減免)

下記のとおり自動車税を減免されるよう申請します。

納税通知書番号又は照合番号	年度	減免前の税額	※ 減免する額	※ 減免後の税額	自動車登録番号
		円	円	円	福岡 久留米 北九州 筑 豊
教習所指定番号	第 号	最大積載量 乗車定員	Kg (kg) 人 (人)		
同上指定年月日	年 月 日	総排気量 又は定格出力	l kw		
教習車承認番号	第 号	車 名 型式・年式			
同上承認年月日	年 月 日	車 台 番 号			
自動車登録年月日	新規登録・移転登録 年 月 日	定 置 場 (使用の本拠の位置)			
※ 調 査 事 項					
調査対象期間	年 月 日から 年 月 日まで				
調 査 の て ん 末					
通信書発送年月日 番 号	年 月 日 第	調 査 年 月 日 調 査 員	年 月 日 印		

※印の欄は、記載しないでください。

第二十二号様式その四の一、第二十二号様式その四の二、第二十五号様式その四及び第二十五号様式その五中「長」を削る。
第三十四号様式その一及び第三十四号様式その二を次のように改める。

第34号様式その1 (第22条関係)

(第1紙)



重要

必ず開封し、内容をご覧ください。

親展

福岡県

県税事務所

電話

矢印部分よりゆくりはがしてご覧ください。裏面の開封方法もご覧ください。
雨等により濡れている場合は、十分に乾かしてからがしてください。

順序

2

順序

1

(第2紙)

課税年度	調定事由	自動車登録番号
年度 (円)	延滞金(円)	納期 年 月 日
税額 (円)		限 年 月 日

年 月 日 福岡県 県税事務所長

(納付される場合はここから切り離してご使用ください。)

福岡県税 納入済通知書

加入者 税目	口座 登録番号	納期 年 月 日
実績年月	円	円
税額	円	円
延滞金		
合計	円	円

上記金額を受領したので通知します。 取りまとめ店
取引店 福岡銀行 支店 〒812-8794 ゆうちょ銀行
福岡貯金事務センター

金融機関・コンビニ領収
日付印

(県税事務所送付用)

(第3紙)

自動車税 督促状
本書は、月 日現在で作成しておりますが、金融機関によっては納税の確
認に一定の期間を要します。
・既に納められている場合は行き違いで
すので、ご了承ください。
・なお、地方税法の規定により税額に延滞
金を加算して納めてください。

領収証書
口座
加入者 福岡県
税目

納付書(店舗控)

口座	福岡県
加入者	福岡県
税目	

登録番号
年 月 分

税額	
延滞金	
合計	

納期限
年 月 日

福振第 号承認

領収日付印

(金融機関保管用)

課税年度
登録番号
税額
延滞金
合計
納期限
年 月 日

課税年度	調定事由
登録番号	
税額	円
延滞金	円
合計	円
納期限	年 月 日

上記のとおり領収しました。

領収日付印

(納付者交付用)

納付場所、延滞金については裏面をご覧ください。

第34号様式その2 (第22条関係)

(第1紙)



様

重要

必ず開封し、内容を
ご覧ください。

親展

福岡県 県税事務所

電話

矢印部分よりゆくりはがしがしてご覧ください。裏面の開封方法もご覧ください。雨等により濡れている場合は、十分に乾かしてからはがしてください。

順序

順序

備考 裏面に、県税の納付場所について、審査請求等に係る教示及び当該年における延滞金の計算方法等について記載すること。

(第2紙)

課税年度	課税事由	課税番号
年度		
税額(円)	延滞金(円)	過少申告加算金(円)
	法律による金額	
不申告加算金(円)	重加算金(円)	納期限
		年月日

年月日 福岡県 県税事務所長

(納付される場合はここから切り離してご使用ください。)

福岡県税 納入済通知書

加入者	口座	課税番号	納期限
実績年月			年月日
税額	延滞金		
合計			

上記金額を受領したので通知します。

取引店 福岡銀行 支店

取りまとめ店

〒812-8794 ゆうちょ銀行

福岡貯金事務センター

領収日付印 (県税事務所送付用)

(第3紙)

本書は、月日現在で作成しておりますが、金融機関によっては納税の確認に一定の期間を要します。
・既に納められている場合は行き違いですのので、ご訂正ください。

地方税法第 条 により督促しますのので、左記の金額を納めてください。月日までに完納されないときは、財産差押えの処分を受けることとなります。

* この処分不服のある場合は裏面をご覧ください。

納付書(店舗控)

口座 福岡県 加入者 福岡県 税目

Table with columns for tax amount, arrears, and total, including a stamp area for the store.

領収証書

口座 福岡県 加入者 福岡県 税目

Table with columns for tax amount, arrears, and total, including a stamp area for the taxpayer.

上記のとおり領収しました。

領収日付印 (納付者交付用)

納付場所、延滞金については裏面をご覧ください。

第五十九号様式を次のように改める。

第59号様式（第31条関係）

給料等制限外差押承諾書

年 月 日

福岡県 県税事務所長 殿

住所
納税者 氏名



私が 年 月 日以降（債務者）から支払いを受ける
給料等（ ）については、滞納税額を完納するまで下記により差し押さえられる
ことを承諾します。

差 押 承 諾 額	区 分	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
	給料等										
	賞与等										

滞 納 金 額	年度	税 目	課税番号	年月分		納期限	税 額	※延滞金額	加算金額	摘要
				調定事由	連番					
							円	法律による金額 円	円	
								法律による金額		
								法律による金額		
								法律による金額		
								法律による金額		
※滞納処分費（法律による金額）										円
本書作成の日までに徴収すべき金額								百 十 万 千 百 十 円		

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

- 備考 1 国税徴収法第76条第5項の規定の例により給料等の差押禁止額を超える差押えについて滞納者が承諾したときに使用すること。
2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第六十一号の二十二様式を次のように改める。

第61号の22様式(第31条関係)

公 売 通 知 書										第	号					
										年	月	日				
様																
福岡県 県税事務局長										印						
国税徴収法第94条の規定の例により下記の財産を公売することとし、同法第95条の規定の例により公告しましたので、同法第96条第1項の規定の例により通知します。																
滞納者		住(居)所					氏名									
公売財産・公売保証金・見積価額	公売財産															
	売却区分の番号	名称	数量	性質	所在	地上権等の内容その他	公売保証金		見積価額							
							円		円							
							円		円							
							円		円							
							円		円							
公 売 方 法																
公売日時	入札・競り売り	年 月 日			時 分		()		時 分			まで				
	開 札	年 月 日			時 分											
公 売 場 所																
売 却 決 定	日時	年 月 日			時		場所									
買受代金納付期限		年 月 日			時											
買受人についての資格その他の要件																
そ の 他																
公売に係る徴収金	年度	税 目	課税番号	年月分		納期限	税 額	※延滞金額	加算金額	摘要						
				調定事由	連番											
							円	円	円							
							円	円	円							
							円	円	円							
							円	円	円							
※滞納処分費(法律による金額)						円										
本書作成の日までに徴収すべき金額						百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

注 ※印欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

備考

- 1 国税徴収法第96条第1項の規定の例により、滞納者に対して公売の通知をする場合に使用すること。
- 2 「滞納者」の欄及び「公売に係る徴収金」の欄を除く各欄は、第61号の21様式の「公売公告」又は第61号の21の2様式若しくは第61号の21の3様式の「公売公告兼見積価額公告」に記載した公告事項を記載すること。
- 3 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務局長」を「福岡県知事」に改めること。

第六十一号の二十七号様式を次のように改める。

第61号の27様式(第31条関係)

不動産等の最高価申込者決定通知書			第 号
(滞納者及び利害関係人)			年 月 日
様			
福岡県			県税事務所長 印
第 号の公売公告に係る公売財産の最高価申込者を下記のとおり決定しましたので、国税徴収法第106条第2項の規定の例により通知します。			
滞 納 者	住(居)所		
	氏名		
公 売 財 産		最高価申込価額	最高価申込者の 氏名又は名称
名 称	そ の 他 数 量		
		円	
最高価申込者の決定年月日		年 月 日	
売 却 決 定	日 時		場 所
	年 月 日 午 前 後 時		

注 最高価申込者が上記公売財産を取得するのは、売却決定をした後、代金を完納したとき(買受代金納付期限 年 月 日)です。

- 備考 1 国税徴収法第106条第2項の規定の例により不動産等の最高価申込者の氏名等を滞納者及び利害関係人のうち知っている者に通知する場合に使用すること。
- 2 差押財産を随意契約により売却する場合において、国税徴収法第106条を準用する同法第109条第4項の規定の例により送付する通知書は、この様式を適宜補正して使用すること。
- 3 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第六十一号の二十七号様式の次に次の一様式を加える。

第61号の27の2様式（第31条関係）

不動産等の次順位買受申込者の決定通知書		第	号
(滞納者及び利害関係人)		年	月 日
様			
福岡県 県税事務所長 印			
第 号の公売公告に係る公売財産の次順位買受申込者を下記のとおり決定しましたので、国税徴収法第106条第2項の規定の例により通知します。			
滞納者	住(居)所		
	氏名		
公 売 財 産		次順位買受申込 価 額	次順位買受申込 者の氏名又は名称
名 称	そ の 他 数 量		
		円	
次順位買受申込者の決定年月日		年	月 日
売 却 決 定	日 時	場 所	
	国税徴収法第113条第2項に定める日		

注 次順位買受申込者が上記公売財産を取得するのは、原則として売却決定をした後、買受代金を完納したとき（買受代金納付期限は、売却決定をした日から起算して7日を経過した日）です。

なお、次順位買受申込者に対する売却決定は、国税徴収法第113条第2項の規定の例により、最高価申込者に対する売却決定が取り消されたときに行います。

備考 1 国税徴収法第106条第2項の規定の例により不動産等の次順位買受申込者の氏名等を滞納者及び利害関係人のうち知っている者に通知する場合に使用すること。

2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第六十一号の二十八様式を次のように改める。

第61号の28様式（第31条関係）

不動産等の最高価申込者決定の公告		第	号
		年	月 日
		福岡県	県税事務所長 [印]
<p>第 号の公売公告に係る公売財産の最高価申込者を下記のとおり決定しましたので、国税徴収法第106条第2項の規定の例により公告します。</p>			
公 売 財 産		最高価申込価額	最高価申込者の 氏名又は名称
名 称	そ の 他 数 量		
		円	
最高価申込者の決定年月日		年 月 日	
売 却 決 定	日 時		場 所
	年 月 日 午 前 後 時		

備考

- 1 国税徴収法第106条第2項の規定の例により、不動産等の最高価申込者の氏名等を公告する場合に使用すること。
- 2 差押財産を随意契約により売却する場合において、国税徴収法第106条を準用する同法第109条第4項の規定の例により買受人となるべき者の氏名等を公告するときは、この様式を適宜補正して使用すること。
- 3 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第六十一号の二十八様式の次に次の一様式を加える。

第六十一号の三十二様式その一から第六十一号の三十二様式その三までを次のように改める。

第61号の32様式その1 (第31条関係)

売却決定通知書		第	号
(買受人)		年	月 日
様			
福岡県		県税事務所長	印
下記のとおり換価財産の売却決定をしましたので、国税徴収法第118条の規定の例により通知します。			
滞納者	住 (居) 所		
	氏 名		
売却した財産	名称、性質及び所在	数量	売却価額 円
買受代金納付年月日		年	月 日
交付書類			

- 備考 1 動産、不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械若しくは小型船舶（第61号の32様式その2の「売却決定通知書」を使用する場合を除く。）又は第三債務者等がない無体財産権等を換価し、国税徴収法第118条の規定の例により買受人に対して売却決定通知書を交付する場合に使用すること。
 なお、動産については、その交付をしないことができること。
- 2 「売却した財産」欄の「名称、性質及び所在」及び「数量」の欄は、第61号の21様式の「公売公告」又は第61号の21の2様式若しくは第61号の21の3様式の「公売公告兼見積価額公告」の欄と同一内容を記載すること。
- 3 「売却した財産」欄の「売却価額」欄は、売却決定価額を記載すること。
- 4 換価財産の種類に応じ必要がある場合には、記載事項について所要の調整を加えて差し支えないこと。
- 5 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第61号の32様式その2 (第31条関係) (滞納者等に保管させている動産、自動車等用)

売 却 決 定 通 知 書		第 号	
(買受人)	年 月 日		
様			
福岡県 県税事務所長 印			
下記のとおり換価財産の売却決定をいたしましたので、国税徴収法第118条の規定の例により通知します。 なお、同法第119条第2項の規定の例により下記の財産をあなたに引き渡しますので、保管者から受け取ってください。			
買受人	住 (居) 所		
	氏 名		
滞納者	住 (居) 所		
	氏 名		
売 却 し た 財 産	名 称 、 性 質 及 び 所 在	数 量	売 却 価 額
			円
保管者	住 (居) 所	氏名	
買受代金納付年月日		年 月 日	
交 付 書 類			

- 備考
- 1 動産、有価証券又は自動車、建設機械若しくは小型船舶（滞納者又は第三者に保管させているものに限る。）を換価し、買受人が当該換価財産に係る買受代金を全額納付した場合に使用すること。
 - 2 「売却した財産」欄の「名称、性質及び所在」及び「数量」の欄は、第61号の21様式の「公売公告」又は第61号の21の2様式若しくは第61号の21の3様式の「公売公告兼見積価額公告」の欄と同一内容を記載すること。
 - 3 「売却した財産」欄の「売却価額」欄は、売却決定価額を記載すること。
 - 4 「交付書類」欄には、国税徴収法第122条第2項の規定の例により、買受人に引き渡すべき証書があれば、その名称を記載すること。
 - 5 換価財産の種類に応じ必要がある場合には、記載事項について所要の調整を加えて差し支えないこと。
 - 6 第61号の33様式の「売却財産の引渡通知書」欄と併せて作成すること。
 - 7 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第61号の32様式その3 (第31条関係) (第三債務者等のある債権等用)

売 却 決 定 通 知 書		第 号	
(買受人又は第三債務者等)		年 月 日	
様			
福岡県		県税事務所長	
印			
下記のとおり換価財産の売却決定をしましたので、国税徴収法第118条の規定の例により通知します。			
買 受 人	住 (居) 所		
	氏 名		
滞 納 者	住 (居) 所		
	氏 名		
売 却 し た 財 産	名 称 、 性 質 及 び 所 在	数 量	売 却 価 額
			円
買受代金納付年月日	年 月 日		
交 付 書 類			

- 備考
- 1 債権又は無体財産権等のうち合名会社の社員の持分その他第三債務者等がある財産若しくは振替社債等を換価し、買受人が当該換価財産に係る買受代金を全額納付した場合に使用すること。
 - 2 「売却した財産」欄の「名称、性質及び所在」及び「数量」の欄は、第61号の21様式の「公売公告」又は第61号の21の2様式若しくは第61号の21の3様式の「公売公告兼見積価額公告」の欄と同一内容を記載すること。
 - 3 「売却した財産」欄の「売却価額」欄は、売却決定価額を記載すること。
 - 4 換価財産の種類に応じ必要がある場合には、記載事項について所要の調整を加えて差し支えないこと。
 - 5 買受人に交付するときは、必要に応じて「交付書類」欄に国税徴収法第122条第2項の規定の例により買受人に引き渡すべき証書の名称を記載すること。
 - 6 第三債務者等に交付するときは、「第118条」を「第122条第1項」に改めること。
 - 7 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第六十一号の三十三様式を次のように改める。

第61号の33様式（第31条関係）

売却財産の引渡通知書		第	号
(保管者)		年	月 日
様			
		福岡県	県税事務所長 印
<p>あなたが保管中の差押財産は、下記のとおり売却しましたから買受人に引き渡してください。 国税徴収法第119条第2項の規定の例により通知します。</p>			
買受人	住（居）所		
	氏名		
滞納者	住（居）所		
	氏名		
売却した財産	名称、性質及び所在	数量	売却価額 円
保管者	住（居）所	氏名	
買受代金納付年月日	年	月	日
交付書類			

- 備考 1 国税徴収法第119条第2項の規定の例による通知に使用すること。
 2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第六十一号の九十一様式、第六十一号の九十三様式、第六十一号の百三様式、第七十三号の二の二様式、第七十三号の二の三様式及び第七十三号の七様式中「**平**」を削る。

第七十九号様式その一別紙中「**元**」を「**元**」に改める。

第七十九号様式その二別紙、第八十号の三様式及び第八十一号の九様式中「**平**」を削る。

第八十三号様式別紙中「**元**」を「**元**」に改める。

第八十三号の十様式及び第八十五号様式その二中「**平**」を削る。

第八十八号様式中「**平**」を「**平**」に改める。

第一百十四号様式その一中「**平**」を削る。

第一百二十号様式中「**平**」を削り、「**平**」を「**平**」に改める。

第一百四十三号様式中「**平**」を削る。

(福岡県財政調整基金に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 福岡県財政調整基金に関する条例施行規則(昭和三十六年福岡県規則第八十号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号中「**平**」を削る。

(福岡県証紙代金収納計器取扱規則の一部改正)

第三条 福岡県証紙代金収納計器取扱規則(昭和四十六年福岡県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第十五号様式中「**平**」を削る。

(福岡県消防学校規則の一部改正)

第四条 福岡県消防学校規則(平成十六年福岡県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第一号の二中「**平**」を削る。

様式第二号中「**昭**」及び「**平**」及び「**平**」を削る。

様式第三号中「**平**」を削る。

様式第四号中「**平**」を削る。

様式第五号中「**平**」を削る。

(福岡県産業廃棄物税条例施行規則の一部改正)

第五条 福岡県産業廃棄物税条例施行規則(平成十七年福岡県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「第十二条第三項」を「第十二条第五項」に改める。

第十条第三項中「解除するものとする。ただし、自動車に係る担保を解除するとき」を「解除し」に、「によって」を「により」に改める。

第二号様式を次のように改める。

第2号様式（第4条関係）

産業廃棄物税課税の特例施設認定（不認定）通知書

第 号
年 月 日

申請者

住所

氏名

殿

福岡県

県税事務所長

年 月 日付けで申請のあった課税の特例施設の認定について、下記のとおり決定したので、福岡県産業廃棄物税条例施行規則第4条第2項の規定により通知します。

記

年 月 日をもって課税の特例施設に認定する

課税の特例施設の認定をしない

施設	名称	
	所在地	
摘要		

教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 また、上記1の審査請求をした場合には、上記2にかかわらず、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

4 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求及び上記2の処分の取消しの訴えの提起をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、上記3の処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

※ 認定を受けた場合は裏面の注意事項をご確認ください。

(裏 面)

注 意 事 項

- 1 認定を受けた場合は、認定決定日以後の産業廃棄物の搬入分より、課税の特例が適用されます。
- 2 特例要件を欠くと認められた場合は、認定は取り消され、当該要件を欠くこととなった日から申告納入又は申告納付義務が生じることとなります。
- 3 認定後は、規則第 4 条第 3 項の規定により、申請事項に変更が生じた場合、関係書類を添付の上、課税の特例施設申請事項変更届出書(第 3 号様式)を提出してください。また、必要に応じて特例要件に該当しているか否かについて、照会及び確認調査を行います。
- 4 認定後は、規則第 4 条第 4 項の規定により、毎事業年度の経過後 3 か月以内(法人以外の者にあつては毎年度 3 月末日まで)に関係書類を添付の上、課税の特例施設継続届出書(第 4 号様式)を提出してください。また、必要に応じて特例要件に該当しているか否かについて、照会及び確認調査を行います。
- 5 特例要件に該当しなくなるときは、規則第 4 条第 5 項の規定により、あらかじめ特例事由消滅届出書(第 5 号様式)を提出してください。

第五号様式中「平定」を削る。
第六号様式を次のように改める。

第 6 号様式 (第 4 条関係)

産業廃棄物税課税の特例施設認定取消通知書					
	第 号 年 月 日				
住 所 (所在地)					
氏 名 (名 称) 殿					
福岡県 県税事務所長 					
課税の特例施設の認定を取り消したので、福岡県産業廃棄物税条例施行規則第 4 条第 7 項の規定により、通知します。					
施 設	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">名 称</td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所 在 地</td> <td></td> </tr> </table>	名 称		所 在 地	
名 称					
所 在 地					
取 消 理 由					
取 消 年 月 日					
そ の 他 参 考 事 項					

教示

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副 2 通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 また、上記 1 の審査請求をした場合には、上記 2 にかかわらず、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 4 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求及び上記 2 の処分の取消しの訴えの提起をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、上記 3 の処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第八号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第十四号様式中

判	<input type="checkbox"/> 徴する	保	<input type="checkbox"/> 徴する
定	<input type="checkbox"/> 徴しない		<input type="checkbox"/> 徴しない

に改める。

(地域経済牽引事業の促進のための福岡県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正)

第六条 地域経済牽引事業の促進のための福岡県税の課税免除に関する条例施行規則(平成二十九年福岡県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「~~判~~ 判

(福岡県水洗炭業に関する法律施行細則の一部改正)

第七条 福岡県水洗炭業に関する法律施行細則(昭和三十三年福岡県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

様式第二号中「(日本産業規格B5)」を削る。

様式第三号中「(日本産業規格B5)」及び「~~保~~ 保」を削る。

様式第四号及び様式第五号中「~~保~~ 保」を削る。

(福岡県市町村振興基金条例施行規則の一部改正)

第八条 福岡県市町村振興基金条例施行規則(昭和四十五年福岡県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

様式第五号中「~~判~~ 判」を削る。

(福岡県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第九条 福岡県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例施行規則(昭和三十七年福岡県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

「~~大正~~ 明治

様式第一号中 及び ~~大正~~ 大正 を削る。

「~~昭和~~ 昭和」

(福岡県病院事業財務規則の一部改正)

第十条 福岡県病院事業財務規則(昭和三十三年福岡県規則第七十八号)の一部を次のように改正する。

様式第三十一号中「~~保~~ 保」を削る。

(福岡県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則の一部改正)

第十一条 福岡県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則(平成十八年福岡県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「施行規則」という。」を削る。

第三条中「施行規則第三十四条の五」を「令第十一条の三」に改め、「施行規則第三十四条の四第一項に掲げる事項の」及び「受託事務の」を削り、「、又は」を「又は」に改める。

第四条各号列記以外の部分及び第一号中「事務所」を「市町村事務受託事務所」に改め、同条第三号中「指定」の下に「、事務所の名称若しくは所在地の変更又は廃止の」を加え、同条第四号及び第六号中「受託事務」を「市町村事務」に改める。

第五条第一号中「事務所」を「市町村事務受託事務所」に改め、同条第三号中「指定」の下に「、事務所の名称若しくは所在地の変更、廃止」を加え、同条第四号中「受託事務」を「市町村事務」に改める。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

受付番号

指定市町村事務受託法人 指 定 申 請 書

年 月 日

福岡県知事 殿

所在地

申請者

名 称

印

介護保険法に規定する指定市町村事務受託法人に係る指定を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

事務所所在地市町村番号

申請者	フリガナ 名 称						
	主たる事務所の 所在地	(郵便番号 -) 都 道 郡 市 府 県 区 (ビルの場合等)					
	申請者連絡先	電話番号				FAX番号	
	法人の種別			法人所轄庁			
	代表者の職・氏名 ・生年月日	職名			フリガナ 氏名	生年月日	
	代表者の住所	(郵便番号 -) 都 道 郡 市 府 県 区 (ビルの場合等)					
指定を受けようとする事務所	フリガナ 名 称						
	事務所の所在地	(郵便番号 -) 都 道 郡 市 府 県 区 (ビルの場合等)					
	事務所連絡先	電話番号				FAX番号	
	指定を受けようとする事務	法第24条の2第1項第1号に規定する事務(照会等事務) 法第24条の2第1項第2号に規定する事務(要介護認定調査事務)					
指定居宅サービス	既に指定等を受けている事業等の種類				実施事業	既に指定等を受けている事業等の 指定(許可)年月日	
	訪問介護						
	訪問入浴介護						
	訪問看護						
	訪問リハビリテーション						
	居宅療養管理指導						
	通所介護						
	通所リハビリテーション						
	短期入所生活介護						
	短期入所療養介護						
	特定施設入居者生活介護						
	福祉用具貸与						
	特定福祉用具販売						
	地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護					
夜間対応型訪問介護							
地域密着型通所介護							
認知症対応型通所介護							
小規模多機能型居宅介護							
認知症対応型共同生活介護							
地域密着型特定施設入居者生活介護							
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護							
複合型サービス							

居宅介護支援			
施設	介護老人福祉施設		
	介護老人保健施設		
	介護医療院		
	介護療養型医療施設		
指定介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護		
	介護予防訪問看護		
	介護予防訪問リハビリテーション		
	介護予防居宅療養管理指導		
	介護予防通所リハビリテーション		
	介護予防短期入所生活介護		
	介護予防短期入所療養介護		
	介護予防特定施設入居者生活介護		
	介護予防福祉用具貸与		
特定介護予防福祉用具販売			
介護予防サービス 地域密着型	介護予防認知症対応型通所介護		
	介護予防小規模多機能型居宅介護		
	介護予防認知症対応型共同生活介護		
介護予防支援			
介護保険事業所番号	(既に指定又は許可を受けている場合)	
医療機関コード等		

記入担当者名	
--------	--

- 備考
- 「受付番号」及び「事業所所在市町村番号」欄には記載しないでください。
 - 「法人の種別」欄は、「社会福祉法人」、「医療法人」、「一般社団法人」、「一般財団法人」、「公益社団法人」、「公益財団法人」、「株式会社」、「有限会社」等の別を記入してください。
 - 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
 - 「指定を受けようとする事務」欄は、今回申請するものについて、該当する欄に「○」を記載してください。
 - 「実施事業」欄は、既に指定等を受けている事業について、該当する欄に「○」を記載してください。
 - 「既に指定等を受けている事業等の指定(許可)年月日」欄は、介護保険法(以下「法」という。)の規定に基づき指定事業者又は介護保険施設として指定(許可)された年月日(法第71条第1項又は法第72条第1項の規定に基づき指定があったものとみなされたものについては保険医療機関等の指定を受けた年月日、施行法第4条、第5条、第7条及び第8条の規定に基づき指定(許可)があったものとみなされたものについては「H12年4月1日」)を記載してください。
 - 健康保険法に基づく保険医療機関、保険薬局又は訪問看護事業所として既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。

付表1

指定市町村事務受託法人の指定に係る記載事項

受付番号	
------	--

事務所	フリガナ												
	名称												
	所在地	(郵便番号 -)											
		福岡県 郡市 区											
		(ビル名称等)											
連絡先	電話番号						FAX番号						
当該受託事務の実施について定めてある定款・寄付行為等の条文							第	条	第	項	第	号	
管理者	フリガナ					住所	(郵便番号 -)						
	氏名												
	生年月日												
職員の職種・員数(人)		介護支援専門員											
		専従					兼務						
		常勤(人)											
		非常勤(人)											
主な 揭示 事項	営業日	日	月	火	水	木	金	土	祝	その他年間の 休日			
	営業時間	平日			~			土曜		~	日・祝	~	
		備考											
	通常の事業 実施地域	①	②			③			④		⑤		
	備考												
添付資料	別添のとおり												

- 備考
- 1 「受付番号」欄には、記入しないでください。
 - 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付してください。
 - 3 「主な揭示事項」については、本欄の記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付してください。
 - 4 出張所等がある場合、所在地、営業時間等を別葉にして記載してください。また、職員については、本様式に出張所に勤務する職員も含めて記載してください。

別添

指定申請に係る添付書類一覧

受付番号

事務所の名称

番号	添付書類	申請する市町村事務の種類		備考
1	申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書等			
2	職員の勤務体制及び勤務形態一覧表			
3	事務所の管理者の経歴			
4	事務所の平面図			
5	運営規程			
6	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要			
7	当該申請に係る資産の状況			
8	介護保険法施行令第11条の2第2項各号に該当しないことを誓約する書面			
9	役員の氏名等			
10	介護支援専門員の氏名及びその登録番号			

備考 1 「受付番号」欄は、記入しないでください。

2 該当欄に「○」を付し、複数の市町村事務に共通する添付書類については「◎」を付してください。

様式第二号中「**卡**」を削り、「**カ**」を「**キ**」に改める。

様式第三号中「**カ**」を「**キ**」に改める。

(福岡県地域医療医師奨学金貸与条例施行規則の一部改正)

第十二条 福岡県地域医療医師奨学金貸与条例施行規則(平成二十二年福岡県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

様式第十八号中「**カ**」を削る。

(福岡県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部改正)

第十三条 福岡県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則(平成二十六年福岡県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

様式第一号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

特定医療費 (指定難病) 支給認定申請書										(新規・更新・変更・転入) 該当するものに○(※1)			
受 診 者	フリガナ						性別	男・女	年齢		生年月日	明・大・昭・平・令	
	氏 名										歳	年 月 日	
	フリガナ						電話番号	— —					
	住 所						受診者との続柄						
	加入医療 保険	被保険者氏名						被保険者証の 記号・番号					
		保 険 種 別 (該当するものに○)	国保(一般・退職・組合)・後期高齢・健保協会・健保組合・共済・生保・その他()										
被 保 険 者 証 発 行 機 関 名							被保険者証の 記号・番号						
受給者番号 (新規の場合は 記載不要)						病 名							
保 護 者 (受 診 者 が 1 8 歳 未 満 の 場 合 に 記 入)	フリガナ						生年月日	明・大・昭・平・令		受診者との関係			
	氏 名									年 月 日			
	フリガナ						電話番号	— —					
住 所						□住所、電話番号は受診者と同じため省略(該当する場合は☑)					電話番号	— —	
自己負担上限額の特例 (該当するものに☑)		□人工呼吸器等装着(※2)			□高額かつ長期(※3)			□軽症高額該当(※4)					
今回申請する受診者と同じ世帯内にいる指定難病もしくは小児慢性特定疾病の医療費助成を受けている者又は申請中の者 (有無に○、有の場合難病・小児の別、氏名・受給者番号を記入)							有 難病 (氏名) 無 小児 (受給者番号)						
受 診 を 希 望 す る 指 定 医 療 機 関 等 (※5)	該当するものに☑	□現在の受給者証に記載されている指定医療機関等に変更なし →以下の欄は記入不要です。 □指定医療機関等を新たに申請 →以下の欄に記入してください(欄が不足する場合は裏面に記入)。											
	指定医療機関等名称(薬局及び訪問看護事業者を含む)						所在地						
	□裏面あり												
支給認定基準世帯員(※6)(受診者と同じ医療保険に加入する者〔同居、別居は問わず〕。受診者本人については記入不要。) →この欄に記入した方の個人番号(マイナンバー)等も別紙1「個人番号記載票」に記入してください。													
①世帯員 (フリガナ) 氏名		受診者との続柄		②世帯員 (フリガナ) 氏名		受診者との続柄		③世帯員 (フリガナ) 氏名		受診者との続柄			
④世帯員 (フリガナ) 氏名		受診者との続柄		⑤世帯員 (フリガナ) 氏名		受診者との続柄		⑥世帯員 (フリガナ) 氏名		受診者との続柄			
私は、上記のとおり、特定医療費の支給を申請します。										窓□確認欄			
申請者氏名								印 (自署する場合は、押印を省略 することができます)					
年 月 日 福 岡 県 知 事 殿													

- ★裏面の注意事項を参照の上、ご記入ください。また別紙1「個人番号記載票」もご記入をお願いします。
- ★臨床調査個人票の研究等への利用についての同意をされる方は、別添「研究利用に関するご説明」をご確認いただき、裏面に署名をお願いします。

(裏面)

(注意事項)

- ※1 変更は、指定医療機関、自己負担上限額（階層区分・人工呼吸器等装着・高額かつ長期）、指定難病の名称の変更については本様式を使用し、それ以外の変更は様式第4号特定医療費（指定難病）受給者証等記載事項変更届に記入し届出すること。また変更が保護者や支給認定基準世帯員の変更以外の場合、別紙1「個人番号記載票」の提出は不要。
- ※2 人工呼吸器等装着とは、継続して常時生命維持管理装置を装着する必要がある、かつ日常生活動作が著しく制限される者であり、人工呼吸器を装着している者について、継続して常時とは、一日中施行することが必要であって離脱の可能性がないことをいう。
- ※3 申請日の属する月以前の12か月の間（支給認定を受けた月以後のものに限る。）に、上記の難病に関する月ごとの医療費総額が50,000円を超える月が6か月以上ある場合に記入すること（申請にあたっては医療費申告書及び領収書等医療費が確認できるものが別途必要）。
- ※4 病状の程度が厚生労働大臣の定める程度ではないが、申請日の属する月以前の12か月の間に、上記の難病に関する月ごとの医療費総額が33,330円を超える月が3か月以上ある場合に記入すること（申請にあたっては医療費申告書及び領収書等医療費が確認できるものが別途必要）。
- ※5 受診する、又は受診予定の指定医療機関、薬局、訪問看護事業者を記載すること（申請日からその医療機関等を利用できます。記載していない指定医療機関等は医療費助成の対象になりません）。医療機関等は都道府県から難病の患者に対する医療等に関する法律の指定を受けた「指定医療機関」であること（指定の状況については、所在地の都道府県のホームページをご覧くださいか、受付窓口、医療機関等にお問い合わせください）。なお、受給者証に記載されている指定医療機関を削除したい場合、削除したい医療機関を記載して、朱書きで削除と記載すること（削除した指定医療機関は公費負担の対象から外れるため、削除は慎重に行うこと）。

表面の欄が不足する場合のみ記入してください。

受診を希望する指定医療機関等 (※5)	指定医療機関等名称（薬局及び訪問看護事業者を含む）	所在地

※6 支給認定基準世帯員については以下のとおり

受診者が加入している医療保険		支給認定基準世帯員
国民健康保険（国保一般、退職国保）		受診者と住民票上同一世帯で国保に加入している方全員
国民健康保険組合（国保組合）		受診者と同じ国保組合に加入している方全員
後期高齢者医療制度（後期高齢）		受診者と住民票上同一世帯で後期高齢に加入している方全員
被用者保険〔全国健康保険協会（健保協会）、健康保険組合（健保組合）、共済組合（共済）、船員保険など〕	受診者が被保険者本人	患者本人のみ
	受診者以外が被保険者	被保険者の市町村民税が課税の場合 → 被保険者のみ 被保険者の市町村民税が非課税の場合 → 被保険者及び受診者

＜臨床調査個人票の研究等への利用についての同意をされる方は、別添「研究利用に関するご説明」をご確認いただき、以下に署名をお願いします。＞

私は、指定難病の研究を推進するため、提出した臨床調査個人票が、別添「研究利用に関するご説明」とおり、指定難病の治療研究等、指定難病に係る研究及び政策を立案するための基礎資料として利用されることを同意します。

受診者氏名		印（自署する場合は、押印を省略することができます）
申請者氏名		印（患者が未成年又は成年被後見人等の理由により、受診者に代わって申請者が同意する場合に記入してください） （自署する場合は、押印を省略することができます）
年 月 日	厚生労働大臣 殿	

様式第 1 号別紙 1

特定医療費（指定難病）支給認定等 個人番号記載票（新規・更新・変更※1・転入共通）

平成28年1月1日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が施行されたことに伴い、受診者本人、保護者及び支給認定基準世帯員の個人番号（マイナンバー）を記入していただく必要があります。

1 受診者

受診者 氏名	個人番号（マイナンバー）※2										受給者番号（新規の場合は記入不要）				

2 保護者

（「特定医療費(指定難病)支給認定申請書」の保護者欄に記入した方の個人番号を記入してください。）

保護者	個人番号（マイナンバー）※3									

3 支給認定基準世帯員

（「特定医療費(指定難病)支給認定申請書」の支給認定基準世帯員欄に記入した方について記入してください。）

支給認定基準世帯員氏名	性別	生年月日	個人番号（マイナンバー）※4												
①	男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日													
②	男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日													
③	男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日													
④	男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日													
⑤	男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日													
⑥	男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日													

代理人（受診者本人又は保護者以外）が窓口に来られる場合は以下の「委任状」の記入が必要です。
 ※提出の代行のみの場合は不要です。また法定代理人が戸籍謄本などその資格を証明する書類を提示する場合は不要です。

委 任 状

年 月 日

福岡県知事 殿

委任者（受診者又は保護者）

住所

氏名

印

（自署する場合は、押印を省略することができます）

私は、次の者を代理人として、特定医療費（指定難病）の支給に係る申請・届出事務に関して個人番号（マイナンバー）の利用、提供等の取扱いを委任します。

代理人

住所

氏名

★裏面の注意事項を参照の上、ご記入ください。

(裏面)

(注意事項)

- ※1 変更の場合、保護者や支給認定基準世帯員に変更があった場合のみ、この「個人番号記載票」の提出が必要です。
- ※2 個人番号（マイナンバー）は、「個人番号カード」、「通知カード」、「個人番号が記載された住民票の写し」などを参考に記入してください。また、以下の「個人番号（マイナンバー）に係る必要書類」が必要です。なお、申請の添付書類をもって「個人番号（マイナンバー）に係る必要書類」に替えることができる場合があります。
- ・申請の添付書類に個人番号（マイナンバー）が記載されている住民票の写しが含まれている場合、以下の1(1)あるいは2(1)の要件を満たすため、個人番号の確認書類は改めて提示不要（住民票の写しの申請者以外のマイナンバーはペンなどで黒塗りし、読み取れないようにしてください）。
 - ・更新申請を受診者本人が行う場合で、申請の添付書類に特定医療費受給者証と健康保険証が含まれている場合は以下1(2)②を満たすため、申請者の身元確認書類は改めて提示不要（申請者の個人番号の確認書類は必要）。

個人番号（マイナンバー）に係る必要書類

(□は窓口確認欄ですので、記入不要です。)

1 申請者が「受診者本人又は保護者」の場合**(1) 申請者の個人番号の確認(正しい番号であることの確認)**

次のいずれか1点を提示

申請者の

-
- 個人番号カード(裏面)
-
- 通知カード
-
- 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書

(2) 申請者の身元確認(番号の正しい持ち主であることの確認)

①か②のいずれかを提示

①以下の顔写真付の書類はいずれか1点

-
- 個人番号カード
-
- 運転免許証
-
- 運転経歴証明書
-
- 旅券
-
- 精神障害者保健福祉手帳
-
-
- 身体障害者手帳
-
- 療育手帳
-
- 在留カード
-
- 特別永住者証明書
-
-
- 官公署等が発行する証明書(写真あり) ()

②以下の書類は2点以上

-
- 特定医療費受給者証
-
- 健康保険証
-
- 年金手帳
-
- 児童扶養手当証書
-
- 特別児童扶養手当証書
-
-
- 官公署等が発行する証明書(写真なし) ()
-
- (①氏名及び②生年月日又は住所が記載されているもの)
-
- 個人番号が記載されていない住民票の写し

2 申請者が「受診者本人又は保護者」以外の場合(代理人)**(1) 受診者又は保護者の個人番号の確認(正しい番号であることの確認)**

次のいずれか1点を提示

受診者又は保護者の

-
- 個人番号カード(裏面)
-
- 通知カード
-
- 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書

(2) 代理人の身元確認

①か②のいずれかを提示

①以下の顔写真付の書類はいずれか1点

-
- 個人番号カード
-
- 運転免許証
-
- 運転経歴証明書
-
- 旅券
-
- 精神障害者保健福祉手帳
-
-
- 身体障害者手帳
-
- 療育手帳
-
- 在留カード
-
- 特別永住者証明書
-
-
- 官公署等が発行する証明書(写真あり) ()

②以下の書類は2点以上

-
- 特定医療費受給者証
-
- 健康保険証
-
- 年金手帳
-
- 児童扶養手当証書
-
- 特別児童扶養手当証書
-
-
- 官公署等が発行する証明書(写真なし) ()
-
- (①氏名及び②生年月日又は住所が記載されているもの)
-
- 個人番号が記載されていない住民票の写し

(3) 代理権の確認

次のいずれか1点を提示

-
- 法定代理人であることを証する書類(戸籍謄本などその他資格を証明する書類)
-
- 委任状(個人番号記載票の下部)

- ※3 申請者が保護者の場合、受診者の個人番号（マイナンバー）は窓口では正しい番号であるかの確認を行わないため、お間違えのないようご注意ください。
- ※4 支給認定基準世帯員の個人番号（マイナンバー）は窓口では正しい番号であるかの確認を行わないため、お間違えのないようご注意ください。

様式第1号別添

＜臨床調査個人票の研究利用に関するご説明＞

指定難病の患者に対する良質かつ適切な医療支援の実施を目指し、当該疾病の程度が一定以上である者等に対し、申請に基づき、医療に要する費用を支給しています。この制度の申請時に提出していただく「臨床調査個人票」は、難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針に基づき、この事業の対象となるか否かの審査に用いられると同時に、同意をいただいた方の「臨床調査個人票」の記載内容をデータベースに登録し、指定難病（小児慢性特定疾病）に関する研究の推進及び政策の立案のための基礎資料としております。

本紙をお読みいただき、データベースに患者さんの「臨床調査個人票」の記載内容を登録すること並びに登録情報を指定難病に関する研究及び政策の立案のための基礎資料として利用することに同意いただける場合は、申請書に署名をお願いします。

なお、同意については任意であり、同意されない場合についても医療費助成の可否に影響を及ぼすものではありません。

○個人情報保護について：

臨床調査個人票を研究に利用するに当たっては、審査会において審査の上、以下の提供先に対して、提供することとしておりますが、患者さんを特定できないようにするため、患者さんの氏名や住所等の情報は提供されません。臨床調査研究分野の研究で行われる臨床研究等の実施に関して協力を求める場合は、改めて、それぞれの研究者から主治医を介して説明が行われ、皆様の同意を得ることとしております。

研究の成果は公表しますが、その際個人が特定されることはありません。

また、データベースは、個人情報保護に十分に配慮して構築しています。

(提供先について)

- ・ 厚生労働省
- ・ 厚生労働省が補助を行う研究事業を実施する者
- ・ 文部科学省が補助を行う研究事業を実施する者
- ・ 都道府県、指定都市
- ・ 上記以外で、厚生労働省が主催する有識者で構成される審査会において、指定難病及び小児慢性特定疾病の研究の推進のために必要であり、提供することが適切であると判断された者

○同意の撤回等について：

この研究への参加について同意をいただいた後も、登録された情報を研究機関等へ提供することについて、同意を撤回することができます。同意撤回後は、データベースに登録されている患者さんのデータが、指定難病に関する研究及び政策の立案のため研究機関や政府機関に提供されることはありません。ただし、すでにデータを提供している場合や提供したデータを用いた研究の成果をすでに公開している場合には、それらの情報は削除できませんので、あらかじめご了承ください。

また、患者さんが同意を撤回した後、登録されているデータを用いることで患者さん本人が利益を得られることが見込まれるような医学的進歩があった場合に、データベースに登録されている同意撤回前のデータの利用について、改めて患者さんに同意をいただく場合があります。

す。そのような場合に備え、患者さんが同意を撤回した後も、一度登録したデータはデータベースに保存され続けます。(なお、一度登録したデータをデータベースから削除することもできますが、その場合、上記のような医学的進歩があった際に、データを利用することができず、患者さんが利益を得ることが難しくなる可能性があります。その点をご理解いただいた上、一度登録したデータをデータベースから削除することを希望する場合は、厚生労働省ホームページにて詳細を確認し、必要な手続きをおこなってください。)

https://www.mhlw.go.jp/stf/nanbyou_kenkyu.html

○データベースに登録される項目：

データベースに登録される項目は臨床調査個人票に記載された項目となります。臨床調査個人票については、以下のURLをご参照ください。患者さんを特定できないようするため、患者さんの氏名や住所といった個人情報提供されません。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000084783.html>

○その他：

研究では、受給者番号等によって過去のデータと紐付けを行い、患者さんの経過（どのような治療を受けて、その後の症状がどうなったか等）を把握することがあります。

様式第二号中 「平成 年 月 日 から まで」を削る。

様式第四号中 「明・大・昭・平」を「明・大・昭・平・今」に改め、「ア・イ・ウ・エ・オ・カ・キ・ク・ケ・コ」を削る。

様式第九号を次のように改める。

様式第9号（第9条関係）

特定医療費（指定難病）受給者証再交付申請書

受診者	フリガナ		性別	生年月日
	氏名		男・女	年 月 日
	フリガナ			
	住所			
保護者 <small>（受診者が18歳未満の場合記入）</small>	フリガナ		続柄	
	氏名			
	フリガナ			
	住所			
受給者番号				
受給者証の有効期間	年	月	日	から 年 月 日 まで
再交付申請の理由	1. 破損のため 2. 紛失のため 3. その他（理由を記入すること）			
上記のとおり、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）第27条の規定により、特定医療費（指定難病）受給者証の再交付を申請します。 年 月 日 福岡県知事 殿 申請者氏名 印 （※自署する場合は、押印を省略することができます）				

※ 再交付申請の理由がわかるように、番号のいずれかに○をすること。

（福岡県行旅病人、行旅死亡人等の救護及び取扱いに関する規則の一部改正）

第十四条 福岡県行旅病人、行旅死亡人等の救護及び取扱いに関する規則（昭和四十七年福岡県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

「明
様式第一号中 大 き 詔 の、 「行旅死亡人及び」 を 「行旅病人及び」 に改め、 「
昭」

日本工業規格 B5) 」を削る。
様式第二号、様式第三号及び様式第四号中 「(日本工業規格 B5) 」を削る。

（生活保護法施行細則の一部改正）

第十五条 生活保護法施行細則（昭和五十二年福岡県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

「明大 「大昭
昭平」 を 平令」 に改める。
様式第十一号中

様式第十八号から様式第十八号の四までの様式中 「明・大・昭・平」 を 「大・昭・平・令」 に改める。

「昭
平」
様式第十九号中 「明・大・昭」 を 「大・昭・平・令」 に改める

「明大 「大昭
昭平」 を 平令」 に改める。
様式第二十二号中

様式第二十七号その一中 「明・大・昭・平」 を 「大・昭・平・令」 に改める。

「明治
大正
昭和
平成」 を削る。
様式第二十九号中

「明

様式第三十九号その一中 大 を削る。

（福岡県身体障害者福祉法施行細則の一部改正）

第十六条 福岡県身体障害者福祉法施行細則（平成十二年福岡県規則第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

「明・大
昭・平」
様式第二号（その一の二）から様式第二号（その八）までの様式中 「M・T・S・H
昭・平」 を削る。

「昭
平成」 を削る。
様式第十二号中

「昭
平成」 を削る。
様式第十四号中 「昭・平」 を削る。

「明治
大正
昭和
平成」 を削る。
様式第十五号中

明治	年	月	日生
大正			
昭和			
平成			

「昭
平成」 を削る。
「昭和
平成」 を削る。

年	月	日生
		(歳)

様式第十六号中 「明、大、昭、平」 を削る。

（福岡県児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部改正）

第十七条 福岡県児童虐待の防止等に関する法律施行細則（平成二十年福岡県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二号の一から別記様式第四号の二までを次のように改める。

別記様式第2号の1(第3条関係)

第 号
年 月 日

出頭要求告知書

(保護者氏名) 殿

〇〇〇児童相談所長 印

児童虐待の防止等に関する法律第8条の2の規定に基づき、次のとおり、児童を同伴して出頭することを求めます。

出頭を求められる者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生(歳)
出 頭 を 求 め る 日 時 及 び 場 所	日 時	年 月 日 午 時 分
	場 所	
同 伴 す べ き 児 童	氏 名	
	生年月日	年 月 日生(歳)
出頭を求める理由となつた事実の内容		
連絡先住所 連絡先電話番号		

- (注意) 1 正当な理由なく出頭要求に応じない場合は、当該児童の安全の確認又はその安全を確保するため、児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項の立入調査その他の必要な措置を講ずることとなり、正当な理由なく当該立入調査を拒否した場合には、50万円以下の罰金に処せられることがあります。
- 2 上記の出頭を求める日時又は場所について、やむを得ない理由により、出頭することが困難な場合、 月 日 時まで、上記連絡先に連絡してください。

別記様式第2号の2(第3条関係)

第 号
年 月 日

出頭要求告知書

(保護者氏名) 殿

〇〇〇児童相談所長 印

児童虐待の防止等に関する法律第9条の2の規定に基づき、次のとおり、児童を同伴して出頭することを求めます。

出頭を求められる者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生(歳)
出 頭 を 求 め る 日 時 及 び 場 所	日 時	年 月 日 午 時 分
	場 所	
同 伴 す べ き 児 童	氏 名	
	生年月日	年 月 日生(歳)
出頭を求める理由となつた事実の内容		
連絡先住所 連絡先電話番号		

- (注意) 1 正当な理由なく出頭要求に応じない場合は、当該児童の安全の確認又はその安全を確保するため、児童虐待の防止等に関する法律第9条の3第1項に基づき、裁判官の発する許可状を得た上で、当該児童の住所若しくは居所に臨検し、又は当該児童を捜索することがあります。
- 2 上記の出頭を求める日時又は場所について、やむを得ない理由により、出頭することが困難な場合、月 日 時まで、上記連絡先に連絡してください。

別記様式第3号の1(第4条関係)

第 号
年 月 日

面会・通信制限決定通知書

(保護者氏名) 殿

印

児童虐待の防止等に関する法律第12条の規定に基づき、次のとおり、
下記の児童との面会
下記の児童との通信
の制限を行います。

制限を受ける者	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日生(歳)
制限する理由		
対象となる児童	住所又は居所	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日生(歳)
連絡先住所 連絡先電話番号		

- (注意) 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対し、不服申立てをすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求ができなくなります。
- 2 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第3号の2(第4条関係)

第 号
年 月 日

面会・通信制限解除決定通知書

(保護者氏名) 殿

印

次のとおり、 が、 年 月 日 第 号により制限した、児童虐待の防止等に関する法律第12条に基づく

下記の児童との面会

下記の児童との通信

の制限を解除します。

制限を解除される者	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日生(歳)
制限を解除する理由		
対象となる児童	住所又は居所	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日生(歳)
連絡先住所 連絡先電話番号		

別記様式第4号の1(第5条関係)

第 号
年 月 日

接近禁止命令書

(保護者氏名) 殿

印

児童虐待の防止等に関する法律第12条の4の規定に基づき、次のとおり命令する。

命令を受ける者	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日生(歳)
命 令 の 内 容	が特に必要と認める場合を除き、児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所(通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。)の付近をはいかいしてはならない。	
命令をする理由		
命令の有効期間	本日 から 年 月 日まで	
対象となる児童	住所又は居所	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日生(歳)
連絡先住所 連絡先電話番号		

- (注意) 1 本命令に違反した場合、児童虐待の防止等に関する法律第17条の規定により、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがある。
- 2 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対し、不服申立てをすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求ができなくなります。
- 3 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第4号の2(第5条関係)

第 号
年 月 日

接近禁止命令取消書

(保護者氏名) 殿

印

児童虐待の防止等に関する法律第12条の4第6項の規定に基づき、本日付けで、次のとおり、
が、年 月 日 第 号により命令した接近禁止命令を取り消す。

命令を取り消される者	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日生(歳)
命 令 の 内 容	が特に必要と認める場合を除き、児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所(通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。)の付近をはいかいしてはならない。	
命令を取り消す理由		
対 象 と な る 児 童	住所又は居所	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日生(歳)
連絡先住所 連絡先電話番号		

(福岡県職業能力開発促進条例施行規則の一部改正)

第十八条 福岡県職業能力開発促進条例施行規則(昭和二十五年福岡県規則第一号)の

一部を次のように改正する。

様式第一号その一中「平成 年 月 日」を「(元号) 年 月 日

」に改め、
「昭和 及び「昭和・平成」を「
平成」

様式第一号その二中「平成 年 月 日」を「(元号) 年 月 日

」に改め、
「昭和 及び「昭和・平成」を「
平成」

項 号」を「1 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業
生活の充実等に関する法律
号」

「昭和 及び「昭和・平成」を「
平成」

様式第二号中
「昭和 及び「昭和・平成」を「
平成」

様式第三号中「平成」を「(元号)」に改める。

様式第四号を次のように改める。

様式第4号(第9条)

欠席届

(元号) 年 月 日

殿

科 名()科
氏 名 印

私は、下記の理由により欠席したいのでお届けします。

記

欠席期間	年 月 日から	日間
	年 月 日まで	

理由

様式第五号中「~~本~~」を「(訂)」に改める。
様式第六号中を次のように改める。

様式第6号(第13条)

第 号

修了証書

(氏 名)

(生年月日)

年 月 日生

上記の者は本校において職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)の規定による次の職業訓練を修了したことを証する

職業訓練の種類

訓練課程

訓練科の名称

総訓練時間 時間

(元号) 年 月 日

印

(福岡県家畜取引法施行細則の一部改正)
第十九条 福岡県家畜取引法施行細則(昭和三十一年福岡県規則第八十九号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「(日本) 〇〇〇〇 B5)」を削る。

様式第二号中「(日本) 〇〇〇〇」を削る。

(福岡県家畜商法施行細則の一部改正)

第二十条 福岡県家畜商法施行細則(昭和三十九年福岡県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「(日本) 〇〇〇〇 B5)」及び「(日本) 〇〇〇〇」を削る。

様式第二号中「(日本) 〇〇〇〇 B5)」を削る。

(福岡県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部改正)

第二十一条 福岡県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則(平成二十六年福岡県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「(日本) 〇〇〇〇」を削る。

(福岡県立社会教育総合センター使用料条例施行規則の一部改正)

第二十二条 福岡県立社会教育総合センター使用料条例施行規則(昭和五十九年福岡県規則第九号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「(日本) 〇〇〇〇 B5)」及び「(日本) 〇〇〇〇」を削る。

(福岡県立図書館資料複写等手数料条例施行規則の一部改正)

第二十三条 福岡県立図書館資料複写等手数料条例施行規則(昭和五十九年福岡県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「(様式第三号)」を削る。

第三条第二項中「様式第四号」を「様式第三号」に改める。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号(第2条)

福岡県立図書館

出納員

備考 複写等の枚数、単価、領収金額及び日付を記入すること。

様式第二号中「(日本工業規格B5判5巻)」を削る。
様式第三号を削る。

様式第四号中「函書」及び「(日本工業規格B5判5巻)」を削り、同様式を様式第三号とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十一年五月一日から施行する。ただし、第一条中福岡県税条例施行規則第八十八号様式の改正規定及び第五条中福岡県産業廃棄物税条例施行規則第八号様式の改正規定は、平成三十一年七月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

告示

福岡県告示第三百八十六号

福岡県資料室利用規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十一年四月二十六日

福岡県知事 小川 洋

福岡県資料室利用規程の一部を改正する告示

福岡県資料室利用規程(昭和二十七年十月福岡県告示第五百九十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三項の表備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附則

この告示は、平成三十一年七月一日から施行する。

教育委員会

法制審議会規則及び福岡県立学校授業料等減免規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十一年四月二十六日

福岡県教育委員会規則第七号

法制審議会規則及び福岡県立学校授業料等減免規則の一部を改正する規則

(法制審議会規則の一部改正)

第一条 法制審議会規則(昭和二十五年福岡県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二号様式中「昭和」を削る。

(福岡県立学校授業料等減免規則の一部改正)

第二条 福岡県立学校授業料等減免規則(昭和二十七年福岡県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び第四号中「長紙」を削る。

附則

この規則は、平成三十一年五月一日から施行する。

福岡県教育委員会教育長訓令第三号

本 庁

出先機関

福岡県教育委員会統計事務調整規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年四月二十六日

福岡県教育委員会教育長 城 戸 秀 明

福岡県教育委員会統計事務調整規程の一部を改正する訓令

福岡県教育委員会統計事務調整規程(平成十一年三月福岡県教育委員会教育長訓令第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「各課長、教育事務所、市町村教育委員会」を「本庁各課長、各出先

機関の長及び市町村教育委員会教育長」に改める。

様式第一号及び第二号中「長紙」を削る。

附則

この訓令は、平成三十一年五月一日から施行する。

福岡県教育委員会訓令第2号

本 庁
出先機関

福岡県教育委員会事務局職員等の宿直勤務及び日直勤務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年四月二十六日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会事務局職員等の宿直勤務及び日直勤務に関する規程の一部を改正する訓令

福岡県教育委員会事務局職員等の宿直勤務及び日直勤務に関する規程（昭和三十一年四月福岡県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第一条中「本庁及び出先機関（県立学校を除く。）の職員（以下「職員」という。）」を「この訓令は、福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十年福岡県条例第一号。以下「条例」という。）第九条第一項等の規定に基づき福岡県教育委員会事務局職員等」に、「（以下「宿日直」という。）については、この規程の定めるところによる。」を「に關し必要な事項を定めるものとする。」に改める。

第二条本文を次のように改める。

宿直勤務及び日直勤務（以下「宿日直」という。）とは、正規の勤務時間（条例第九条第一項に規定する正規の勤務時間をいう。）以外の時間並びに休日（条例第十条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日を含む。）及び国の行事が行われる日で人事委員会が指定する日において行なう断続的な勤務で福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成十年福岡県人事委員会規則第五号。以下「規則」という。）第九条第一項に規定するものをいう。

第三条の見出し中「庁舎等」を「機関」に改め、同条中「庁舎、当該庁舎の」を「本庁及び出先機関（県立学校を除く。以下同じ。）」に改める。

第四条第一項中「当該事務所」を「本庁及び出先機関」に改める。

第八条第一項中「宿日直員の」の下に「宿直勤務に係る」を加え、「次の表に定めるところとする。」を「午後五時十五分から翌日の午前八時三十分までとし、日直勤務に係る勤務時間は、午前八時三十分から午後五時十五分までとする。」に改め、表を削る

第八条第二項中「前項の表」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 福岡県教育委員会事務局等の職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成十年三月福岡県教育委員会訓令第3号）第六条又は第十条の規定により勤務時間の割振りについて特例を認められた職員が勤務する場合には、前項の規定によらないことができる。

第十条中「の職務」を削り、「次のとおりとする。但し、医療事務に従事する職員については、第一号から第五号までに掲げる事務の全部又は一部を、教育長の承認を得て免除することができる。」を「規則第九条第一項第一号に規定する勤務を行うものとする。」に改め、第一号から第六号までを削る。

第十二条（見出しを含む。）中「電報等」を「電話等」に改める。

第十四条第三項中「認印」を「確認印」に改め、ただし書きを次のように改める。

ただし、当該宿日直終了後引き続き宿日直が行われる場合にあっては、宿日直日誌及びその取扱いに係る收受文書等を当該引き続き宿日直に引き継がなければならない。

第十五条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

様式二中「昭和」を削る。

様式三中「昭和」を削り、「~~訓令~~」を「~~訓令~~」に改め、「~~訓令~~」を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

福岡県教育委員会訓令第3号

本 庁
出先機関

福岡県教育委員会事務局職員等結核療養休暇等の取扱に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年四月二十六日

福岡県教育委員会事務局職員等結核療養休暇等の取扱に関する規程の一部
を改正する訓令

福岡県教育委員会事務局職員等結核療養休暇等の取扱に関する規程（昭和二十七年八月福岡県教育委員会訓令第10号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

福岡県教育委員会事務局職員等結核療養休暇等の取扱に関する規程

第一条中「取扱」を「取扱い」に、「規程」を「訓令」に改める。

第二条中「規程」を「訓令」に改める。

第三条第一項中「越えない」を「超えない」に、「個々の場合についても」を「個々の場合について、」に改める。

第三条第二項中「発令した」を「命じた」に改め、「越えない」を「超えない」に改める。

第四条中「職員の中」を「職員が」に改め、「別記様式（その二）の」を削り、「結核療養休暇（更新）願」の下に「（様式第一号）」を加え、「別記様式（その二）」を削る。

第六条中「あつた」を「あった」に改める。

第七条中「病症の快復」を「疾病の回復」に、「しなくなった」を「しなくなった」に改め、「別記様式（その三）による」を削り、「出務願」の下に「（様式第二号）」を加え、「別記様式（その四）」を「（様式第三号）」に改める。

第八条中「快復」を「回復」に改める。

第九条を削る。

第十条の見出し中「身分取扱」を「身分取扱い」に改める。

第十条中「満了し」の下に「、なお」を加え、「病症」を「疾病」に、「快復」を「回復」に改め、同条を第九条とする。

第十一条を附則第一項とし、第十二条を第二項とし、第十三条を第三項とする。
様式（その二）を様式第一号とし、次のように改める。

様式第一号（第四条関係）

所属長の意見	療養の場所	今回受けようとする 休暇の期間	現在までに受けた休 暇の期間	現 症	経 過	発 病 年 月 日	病 名	所 要 事 項
職氏 名印	県 郡市 村町 番地 何々病院 何々療養所 (自宅)	至自 年年 月月 日日 (月間)	至自 年年 月月 日日 (月間)			年 月 日		記 載 事 項

結核療養のため左記のとおり特に休暇(更新)を命ぜられたく診断書を添えてお願いします。

年月日

所属名

職氏

年月日
名印

福岡県教育委員会 殿

記

様式（その二）を様式第二号とし、次のように改める。

様式第二号（第七条関係）

出務願

結核療養のため療養中のところ、別紙病症経過の診断書の
とおり回復し、 年 月 日から出務したいので出務
を命ぜられたくお願いします。

年 月 日

所属名


職 氏

名 印

福岡県教育委員会 殿

様式（その三）を様式第三号とし、次のように改める。

様式第三号（第七条関係）

		所 属		年 月 日生			男 女
		職氏名					
病 名	1	療 休 期	養 暇 間	自 至	年 月 日	年 月 日	年 月
	2						
	3						
病 状							
休 暇 開 始 当 時				現 在			
<input type="checkbox"/> レントゲン検査  説明 <input type="checkbox"/> 聴 打 診		<input type="checkbox"/> かくたん検査 塗 抹 法 + - 判明すれば ガフキー 号 培 養 法 + - 判明すれば コロニー 個 <input type="checkbox"/> 赤血球沈降速度 一時間値 mm 二時間値 mm <input type="checkbox"/> 栄養 優 良 不良 <input type="checkbox"/> 体重 kg		<input type="checkbox"/> レントゲン検査  説明 <input type="checkbox"/> 聴 打 診		<input type="checkbox"/> かくたん検査 塗 抹 法 + - 判明すれば ガフキー 号 培 養 法 + - 判明すれば コロニー 個 <input type="checkbox"/> 赤血球沈降速度 一時間値 mm 二時間値 mm <input type="checkbox"/> 栄養 優 良 不良 <input type="checkbox"/> 体重 kg	

療 養 休 暇 中 の 病 状 経 過		
期 日	療 養 場 所	病 状
年 月 日 (休暇開始当時)		
年 月 日 (出務する日前三ヶ月当時)		
年 月 日 (現 在)		
出 務 後 の 注 意 事 項		

上記のとおり診断します。

年 月 日

病院(療養所等)所在地

名 称

主治医

印

(註) この診断書を提出する際にはレントゲン写真(最終診断によるもの)を一枚添付するものとする。ただし、レントゲン写真は、審査後返戻する。

様式(その四)を削る。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

人事委員会

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十一年四月二十六日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第十三号

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年福岡県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表第十七第二項の部第一号の項学歴免許等の資格の欄中「3年制の短期大学の卒業」を「3年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了」に改め、同部第二号の項学歴免許等の資格の欄中「2年制の短期大学の卒業」を「2年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

再掲

福岡県告示式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県企業局会計規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

平成三十一年四月十七日

福岡県企業管理者 家 守 良 明

福岡県企業局管理規程第二号

福岡県企業局会計規程の一部を改正する規程

福岡県企業局会計規程(平成十年福岡県企業局管理規程第七号)の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第1
電気事業予算科目表

1 収益
(1) 収益的収入

款	項	目	節	備考
電気事業収益				
	営業収益			
		電力料		
		営業雑収益		電力料に該当しない収益で電気事業の収益に伴って通常発生するものをいう。
		受託運転益		
	財務収益			
		受取利息		
			預金利息	
			貸付金利息	
			有価証券利息	
			雑利息	
	事業外収益			
		固定資産売却益		
		過年度損益修正益		
		消費税還付金		
		長期前受金戻入		
		雑収益		
			事業外固定資産管理収益	
			不用品売却益	
			一般会計負担金	
			雇用保険料被保険者負担金	
			その他の雑収益	
	特別利益			
		固定資産売却益		
		過年度損益修正益		
		その他の特別利益		

(2) 資本的収入

款	項	目	節	備考
資本的収入				
	企業債			
	国庫補助金			
	固定資産売却代金			
	他会計借入金			
			一般会計	
			工業用水道事業会計	
			工業用地造成事業会計	
	他会計貸付金元金収入			
	投資償還金			
		投資有価証券償還金		
		その他の投資償還金		
	投資			
		投資有価証券売却		
	雑収入			

2 費用

(1) 収益的支出

款	項	目	節	備考
電気事業費				
	営業費用			
		水力発電費		
			給料手当	職員の給料手当を職員給及び職員手当別に整理する。

退職給付費	
法定福利費	法定福利費は地方職員共済組合費及び公務災害負担金等に整理する。
厚生福利費	
賃金	職員以外の補助及び臨時の者並びに常時雇用する人夫等に対する給与をいう。
消耗品費	什器用具費、事務用品費、光熱水費、図書費、被服費、燃料費、潤滑油脂費、雑用品費(その他の消耗品費)等をいう。
修繕費	建物、構築物、機械装置、雑の各修繕費に整理する。修繕工事の請負代金及び支給材料、修繕工事のため支出した賃金、補償費、消耗品等の諸係費及び自己の材料等をいう。修繕引当金に引き当てた場合は、修繕引当金に整理する。
水利使用料	
補償費	定期的又は臨時的補償費及び賠償費をいう。ただし建設工事又は修繕工事に係るものは、当該建設費又は修繕費に整理する。
賃借料	借地、借家料、道路占用料、水面使用料、路線使用料、電柱敷地料、線下補償料、計器使用料、設備賃借料、雑賃借料等水力発電のために他の者の資産を使用した場合の賃借料をいう。
委託費	
損害保険料	自家保険引当額を含む。
交付金	「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」に基づき所在市町村に交付する交付金をいう。
分担金	共有の相手方に支払った分担金をいう。
負担金	
諸費	通信運搬費、旅費、会議費、諸会費、広告料、交際費、諸手数料等に区分整理する。
諸税	
減価償却費	普通償却と特別償却とに区分し整理する。
固定資産除却損	
固定資産除却費用	
一般管理費	水力発電費の節に準ずる。
給料手当	
退職給付費	
法定福利費	
厚生福利費	
賃金	
消耗品費	
修繕費	
補償費	
賃借料	
諸費	

		諸税	
		委託費	
		損害保険料	
		研究養成費	
		減価償却費	
		固定資産除却損	
		固定資産除却費用	
財務費用			
	支払利息		
		企業債利息	
		他会計借入金利息	
		一時借入金利息	
事業外費用			
	固定資産売却損		
	過年度損益修正損		
	消費税		消費税及び地方消費税をいう。
	雑損失		
		事業外固定資産管理費	
		雑支出	
		不用品売却原価	
		風力発電調査費	
		その他の雑損失	
特別損失			
	固定資産売却損		
	過年度損益修正損		
	その他の特別損失		
予備費			

(2) 資本的支出

款	項	目	節	備考
資本的支出				
	建設改良費			
		設備費		
			取替増設費	
	企業債償還金			
		償還元金		
			元金	
	他会計借入金償還金			
		償還元金		
			元金	
	出資金			
	他会計貸付金			
			工業用水道事業会計	
			工業用地造成事業会計	
	国庫補助金返納金			
	投資			
		投資有価証券購入		
		その他の投資		
	予備費			

工業用水道事業予算科目表

1 収益

(1) 収益的収入

款	項	目	節	備考
工業用水道事業収益				
	営業収益			
		給水収益		
		受託工事収益		
		営業雑収益		
	営業外収益			
		受取利息		

			預金利息	
			貸付金利息	
			有価証券利息	
			雑利息	
		固定資産売却益		
		過年度損益修正益		
		国庫補助金		
		長期前受金戻入		
		消費税還付金		
		雑収益		
			不用品売却益	
			一般会計負担金	
			雇用保険料被保険者負担金	
			その他の雑収益	
	特別利益			
		固定資産売却益		
		過年度損益修正益		
		その他の特別利益		

(2) 資本的収入

款	項	目	節	備考
資本的収入				
	企業債			
	国庫補助金			
	固定資産売却代金			
	負担金			
	受託金			
	他会計借入金			
			一般会計	
			電気事業会計	
			工業用地造成事業会計	
	他会計貸付金元金収入			
	投資			
		投資有価証券売却		
	雑収入			

2 費用

(1) 収益的支出

款	項	目	節	備考
工業用水道事業費				
	営業費用			
		業務費		
			給料手当	職員の給料手当を職員給及び職員手当別に整理する。
			退職給付費	
			法定福利費	法定福利費は地方職員共済組合費及び公務災害負担金等に整理する。
			厚生福利費	
			賃金	職員以外の補助及び臨時の者並びに常時雇用する人夫等に対する給与をいう。(厚生費を含む。)
			消耗品費	什器用具費、事務用品費、光熱水費、図書費、被服費、燃料費、潤滑油脂費、雑用品費(その他の消耗品費)等に区分し整理する。(耐用年数1年以内又は10万円未満)

		修繕費	建物、構築物、雑(その他)の各修繕費に整理する。修繕工事の請負代金及び支給材料、修繕工事のため支出した賃金、補償費、消耗品等の諸係費及び自己の材料等をいう。
		補償費	定期的又は臨時的補償費及び賠償費をいう。ただし建設工事又は修繕工事に係るものは、当該建設費又は修繕費に整理する。
		賃借料	
		委託費	
		損害保険料	
		動力費	機械装置の運転に必要な電力料及び燃料費を整理する。
		薬品費	
		分担金	
		負担金	
		交付金	
		諸費	通信運搬費、旅費、会議費、諸会費、広告料、交際費、諸手数料等に区分整理する。
		諸税	
		減価償却費	
		固定資産除却費	除却費用、除却損に区分整理する。
	一般管理費		業務費の節に準ずる。
		給料手当	
		退職給付費	
		法定福利費	
		厚生福利費	
		賃金	
		消耗品費	
		修繕費	
		補償費	
		賃借料	
		諸費	
		諸税	
		委託費	
		損害保険料	
		研究養成費	
		減価償却費	
		固定資産除却費	除却費用、除却損に区分整理する。
営業外費用			
	支払利息		
		企業債利息	
		他会計借入金利息	
		一時借入金利息	
	固定資産売却損		
	過年度損益修正損		
	消費税		消費税及び地方消費税をいう。
	雑支出		
		不用品売却原価	
		その他の雑支出	
特別損失			当年度の計上収益から除外すべき損失をいう。
	固定資産売却損		
	過年度損益修正損		
	その他の特別損失		
予備費			

(2) 資本的支出

款	項	目	節	備考
資本的支出				
	建設改良費			
		大牟田工業用水道建設費		
			貯水工事費	
			建設利息	
		設備費		
			取替増設費	
			施設購入費	
	企業債償還金			
		償還元金		
			元金	
	他会計借入金償還金			
		償還元金		
			元金	
	出資金			
	他会計貸付金			
			電気事業会計	
			工業用地造成事業会計	
	国庫補助金返納金			
	投資			
		投資有価証券購入		
		その他の投資		
	予備費			

工業用地造成事業予算科目表

1 収益

(1) 収益的収入

款	項	目	節	備考
造成事業収益				
	営業収益			
		土地売却収益		
			何地区	地区別に整理する。
		受託工事収益		
		営業雑収益		
	営業外収益			
		受取利息		
			預金利息	
			貸付金利息	
			有価証券利息	
			雑利息	
		雑収益		
			有価証券売却益	
			不用品売却益	
			一般会計負担金	
			その他の雑収益	
	特別利益			
		過年度損益修正益		
		その他の特別利益		

(2) 資本的収入

款	項	目	節	備考
資本的収入				
	工業用地造成事業収入			
		未成土地売却代金		
		未成土地収入		
			土地貸付料	
			受取利息	
			受託工事収入	
			その他の未成土地収入	

企業債			
他会計借入金			
		一般会計	
		電気事業会計	
		工業用水道事業会計	
他会計貸付金元金収入			
投資			
	投資有価証券売却		
雑収入			

2 費用

(1) 収益的支出

款	項	目	節	備考
造成事業費				
	営業費用			
		土地売却原価		
			何地区	地区別に整理する。
		受託工事費		
		維持管理費		
			修繕費	建物、構築物、機械装置、雑(その他)の各修繕費に整理する。修繕工事の請負代金及び支給材料、修繕工事のため支出した賃金、補償費、消耗品等の諸掛費及び自己の材料の購入費等をいう。
			委託費	
			土地整備費	土地整備工事及び土地整備工事に係る補償費等をいう。
		一般管理費		
			給料手当	職員の給料手当を職員給及び職員手当別に整理する。
			退職給付費	支払額と引当額とに区分し整理する。
			法定福利費	地方職員共済組合費及び公務災害負担金等に整理する。
			厚生福利費	
			賃金	
			消耗品費	什器用具費、事務用品費、光熱水費、図書費、被服費、燃料費、雑用品費(その他の消耗品費)等をいう。
			修繕費	維持管理費の節に準ずる。
			補償費	
			賃借料	
			委託費	
			損害保険料	
			動力費	
			交付金	「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」に基づき、所在市町村に交付する交付金をいう。
			諸費	通信運搬費、旅費、会議費、諸会費、広告料、交際費、諸手数料等に区分し整理する。
			諸税	
			研究養成費	旅費及び負担金に区分し整理する。
		資産減耗費	たな卸資産減耗費	
		その他の営業費用		

	営業外費用			
		支払利息		
			企業債利息	
			他会計借入金利息	
			一時借入金利息	
		雑支出		
			不用品売却原価	
			その他の雑支出	
		その他の営業外費用		
	特別損失			
	過年度損益修正損			
	その他の特別損失			
予備費				

(2) 資本的支出

款	項	目	節	備考
資本的支出				
	造成事業費			
		補償費		
		土地費		
			買収費	
			補償費	
		造成費		
		附帯費		
		調査費		
		仮設費		
		建設利息		
			企業債利息	
			他会計借入金利息	
			一時借入金利息	
		総係費		
			給料手当	職員の給料手当を職員給及び職員手当別に整理する。
			退職給付費	支払額と引当額とに区分し整理する。
			法定福利費	地方職員共済組合費及び公務災害負担金等に整理する。
			厚生福利費	
			賃金	
			消耗品費	什器用具費、事務用品費、光熱水費、図書費、被服費、燃料費、雑用品費(その他の消耗品費)等をいう。
			修繕費	建物、構築物、機械装置、雑(その他)の各修繕費に整理する。修繕工事の請負代金及び支給材料、修繕工事のため支出した賃金、補償費、消耗品等の諸係費及び自己の材料等をいう。
			補償費	
			賃借料	
			委託費	
			損害保険料	
			動力費	
			交付金	「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」に基づき、所在市町村に交付する交付金をいう。
			諸費	通信運搬費、旅費、会議費、諸会費、広告料、交際費、諸手数料等に区分し整理する。

		諸税	
		研究養成費	旅費及び負担金に区分し整理する。
企業債償還金			
	償還元金		
		元金	
他会計借入金償還金			
	償還元金		
		元金	
出資金			
他会計貸付金			
		電気事業会計	
		工業用水道事業会計	
投資			
	投資有価証券購入		
	その他の投資		
予備費			

別表第2
電気事業勘定科目表
1 収益

款	項	目	節	備考
電気事業収益				
	営業収益			
		電力料		
		営業雑収益		電力料に該当しない収益で電気事業の収益に伴って通常発生するものをいう。
		受託運転益		
	営業外収益			
		受取利息		
			預金利息	
			貸付金利息	
			有価証券利息	
			雑利息	
		固定資産売却益		
		過年度損益修正益		
		長期前受金戻入		
		雑収益		
			事業外固定資産管理収益	
			不用品売却益	
			一般会計負担金	
			雇用保険料被保険者負担金	
			その他の雑収益	
	特別利益			
		固定資産売却益		
		過年度損益修正益		
		その他の特別利益		

2 費用

款	項	目	節	備考
電気事業費用				
	営業費用			
		水力発電費		
			給料手当	職員の給料手当を職員給及び職員手当別に整理する。
			退職給付費	
			法定福利費	法定福利費は地方職員共済組合費及び公務災害負担金等に整理する。
			厚生福利費	
			賃金	職員以外の補助及び臨時の者並びに常時雇用する人夫等に対する給与をいう。
			消耗品費	什器用具費、事務用品費、光熱水費、図書費、被服費、燃料費、潤滑油脂費、雑用品費(その他の消耗品費)等をいう。
			修繕費	建物、構築物、機械装置、雑の各修繕費に整理する。修繕工事の請負代金及び支給材料、修繕工事のため支出した賃金、補償費、消耗品等の諸係費及び自己の材料等をいう。修繕引当金に引き当てた場合は、修繕引当金に整理する。
			水利使用料	

	補償費	定期的又は臨時的補償費及び賠償費をいう。ただし、建設工事又は修繕工事に係るものは、当該建設費又は修繕費に整理する。
	賃借料	借地、借家料、道路占用料、水面使用料、路線使用料、電柱敷地料、線下補償料、計器使用料、設備賃借料、雑賃借料等水力発電のために他の者の資産を使用した場合の賃借料をいう。
	委託費	
	損害保険料	自家保険引当額を含む。
	交付金	「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」に基づき所在市町村に交付する交付金をいう。
	分担金	共有の相手方に支払った分担金をいう。
	負担金	
	諸費	通信運搬費、旅費、会議費、諸会費、広告料、交際費、諸手数料等に区分整理する。
	諸税	
	減価償却費	普通償却と特別償却とに区分し整理する。
	固定資産除却損	
	固定資産除却費用	
一般管理費		水力発電費の節に準ずる。
	給料手当	
	退職給付費	
	法定福利費	
	厚生福利費	
	賃金	
	消耗品費	
	修繕費	
	補償費	
	賃借料	
	諸費	
	諸税	
	委託費	
	損害保険料	
	研究養成費	
	減価償却費	
	固定資産除却損	
	固定資産除却費用	
営業外費用		
	支払利息	
	企業債利息	
	他会計借入金利息	
	一時借入金利息	
	固定資産売却損	
	過年度損益修正損	
	消費税	
	雑損失	
	事業外固定資産管理費	
	雑支出	
	不用品売却原価	
	風力発電調査費	
	その他の雑損失	

	特別損失			
		固定資産売却損		
		減損損失		
		災害による損失		
		過年度損益修正損		
	その他の特別損失			
	予備費			

3 資産

款	項	目	節	備考
固定資産				「水力発電設備」から「業務設備」までの各科目には電気事業の用に供する固定資産で現にか動しているもの並びに現にか動してはいるがとも電気事業の円滑な運営を図るために必要な準備の限度内であって「休止設備」及び「貸付設備」に属さないものを整理する。
	有形固定資産			
		水力発電設備		発電所別に整理する。ただし、1発電所に所属しないものは単独に項別に整理する。
			土地	土地の取得に関して要した買収代及び整地費(建物又は構築物に直接関係のあるものを除く。)、周旋料、消耗品費等諸係費をいう。
			建物	建物の取得に関して要した工事費(基礎工事費及び付属設備工事費を含む。)、材料代、買収代(買収建物を使用するために要した修繕費、模様替改造等の諸係費を含む。)、人夫費、消耗品費、整地費(土地に整理されるものを除く。)、周旋料等をいう。
			水路	基礎工事費、運搬費、据付費、消耗品費等その他諸係費を含む。
			貯水池(又は調整池)	「水路」に整理されるものを除く。
			機械装置	運搬費、据付費、消耗品費、その他の諸係費を含む。
			諸装置	発電所全般の用に充てる発電所内又は周辺の機械装置等であって、上記の各節に該当しないものをいう。基礎工事費、運搬費、据付費、消耗品費、その他の諸係費を含む。
			備品	耐用年数が1年以上であって取得価格又は製作価格が10万円以上のものをいう。
			共有設備	
			リース資産	有形固定資産(建設仮勘定を除く。)に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
			減価償却累計額	
		業務設備		水力発電設備の同目及び節に準ずる。
			土地	
			建物	
			諸装置	

			備品	
			リース資産	有形固定資産（建設仮勘定を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
			減価償却累計額	
		事業外固定資産		電気事業又は附帯事業の用に供さないことが確定した設備をいう。
			(何)	
			減価償却累計額	
		建設仮勘定		建設又は改良のための支出金を整理する。
			(何)	
	無形固定資産			
		電話加入権		
		電信電話専用施設利用権		
	投資			
		投資有価証券		
		他会計貸付金		
			工業用水道事業会計	
			工業用地造成事業会計	
		その他の投資		
流動資産				
		現金預金		
			現金	
			預金	契約期間1年以上のものを除く。当座預金、普通預金、通知預金、定期預金は別に整理する。
		営業未収入金		
			電力料未収入金	
			営業雑収益未収入金	
		諸未収入金		「営業未収入金」以外の未収入金をいう。
			未収入消費税還付金	
			雑口	
		貯蔵品		物品別又は種類別及び品質別に区分し、かつ単価を附して整理する。
			一般貯蔵品	
			油脂類特殊品	
		前払金		
			工事代	
			物品代	
			前払消費税	
			雑口	
		前払費用		1年以内に費用となるものをいう。
			水利使用料	
			賃借料	
			損害保険料	
			支払利息	
			前渡金及び概算金	
			雑口	
		仮払消費税		
		その他の流動資産		流動資産のうち上記の科目に該当しないものをいう。入札保証金、契約保証金等(短期間のもの)
			仮払金	

4 負債

款	項	目	節	備考
固定負債				
	企業債			1年以内に償還期限の到来する企業債を除く。
	他会計借入金			
			一般会計	
			工業用水道事業会計	
			工業用地造成事業会計	
	引当金			
		退職給付引当金		
		修繕引当金		
		特別修繕引当金		
流動負債				
	企業債			1年以内に償還期限の到来する企業債。
	未払金			
		請負代		
		物品代		
		未払消費税		
		雑未払金		
	未払費用			
		未払給与手当		
		雑未払費用		
	引当金			
		賞与引当金		
		法定福利費引当金		
		修繕引当金		
		特別修繕引当金		
	預り金			
	仮受消費税			
	その他の流動負債			
		仮受金		
繰延収益				
	長期前受金			償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額
	長期前受金収益化累計額			

5 資本

款	項	目	節	備考
資本金				
	資本金			
剰余金				
	資本剰余金			
		国庫補助金		
		その他の資本剰余金		贈与を受けた財産の評価額、寄附金を含む。
	利益剰余金			
		減債積立金		
		建設改良積立金		
		中小水力発電開発改良積立金		
		利益積立金		
		当年度未処分利益剰余金(又は未処理欠損金)		
			繰越利益剰余金年度末残高(又は繰越欠損金年度末残高)	
			当年度純利益(又は純損失)	

工業用水道事業勘定科目表

1 収益

款	項	目	節	備考
工業用水道事業収益				
	営業収益			
		給水収益		
		受託工事収益		
		営業雑収益		
	営業外収益			
		受取利息		
			預金利息	
			貸付金利息	
			有価証券利息	
			雑利息	
		固定資産売却益		
		過年度損益修正益		
		国庫補助金		
		長期前受金戻入		
		雑収益		
			不用品売却益	
			一般会計負担金	
			雇用保険料被保険者負担金	
			その他の雑収益	
	特別利益			当年度の計上収益から除外すべき収益をいう。
		固定資産売却益		
		過年度損益修正益		
		その他の特別利益		

2 費用

款	項	目	節	備考
工業用水道事業費用				
	営業費用			
		業務費		
			給料手当	職員の給料手当を職員給及び職員手当別に整理する。
			退職給付費	
			法定福利費	法定福利費は地方職員共済組合費及び公務災害負担金等に整理する。
			厚生福利費	
			賃金	職員以外の補助及び臨時の者並びに常時使用する人夫等に対する給与をいう。(厚生費を含む。)
			消耗品費	什器用具費、事務用品費、光熱水費、燃料費、潤滑油脂費、図書費、被服費、雑用品費(その他の消耗品費)等に区分し整理する。(耐用年数1年以内又は10万円未満)
			修繕費	建物、構築物、機械装置、雑(その他)の各修繕費に整理する。修繕工事の請負代金及び支給材料、修繕工事のため支出した賃金、補償費、消耗品等の諸係費及び自己の材料等をいう。

		補償費	定期的又は臨時的補償費及び賠償費をいう。ただし建設工事又は修繕工事に係るものは、当該建設費又は修繕費に整理する。
		賃借料	
		委託費	
		損害保険料	
		動力費	機械装置の運転に必要な電力料及び燃料費を整理する。
		薬品費	沈でん及び滅菌に使用する薬品費を整理する。
		分担金	
		負担金	
		交付金	
		諸費	通信運搬費、旅費、会議費、諸会費、広告料、交際費、手数料、諸手数料等に区分整理する。
		諸税	
	一般管理費		業務費の節に準ずる。
		給料手当	
		退職給付費	
		法定福利費	
		厚生福利費	
		貸金	
		消耗品費	
		修繕費	
		補償費	
		賃借料	
		諸費	
		諸税	
		委託費	
		損害保険料	
		研究養成費	
	減価償却費		
		有形固定資産減価償却費	
		無形固定資産減価償却費	
	資産減耗費		
		固定資産除却費	有形固定資産の除却費、廃棄損、撤去費等をいう。
		たな卸資産減耗費	たな卸資産のき損、変質、滅失、除却費等をいう。
	営業外費用		
		支払利息	
		企業債利息	
		他会計借入金利息	
		一時借入金利息	
		固定資産売却損	
		過年度損益修正損	
		消費税	
		雑支出	
		不用品売却原価	
		その他の雑支出	
	特別損失		当年度の計上収益から除外すべき損失をいう。
		固定資産売却損	
		減損損失	
		災害による損失	
		過年度損益修正損	
		その他の特別損失	
	予備費		

3 資産

款	項	目	節	備考
固定資産				
	有形固定資産			
		土地		用途別に記載した土地の取得に要した費用。例えば買収費、整地費、建物又は構築物に直接関係あるものを除く。)、測量費、手数料を整理する。
			事務所用土地	事務所のために用いる土地
			施設用土地	施設のために用いる土地(施設に所属する事務所、倉庫、公舎等の土地を含む。)
			公舎宿舎用土地	公舎、宿舎のために用いる土地
			その他土地	
		建物		構造別にし、建物と一体をなす暖房、照明、通風等の付属設備を含み、建物取得に要した買収費、工事費、整地費、手数料等に区分する。
			事務所用建物	本庁舎、営業所等もっぱら事務所用に供される建物
			施設用建物	施設の用に供されている建物
			公舎宿舎用建物	公舎、宿舎の用に供されている建物
			その他建物	
		建物減価償却累計額		
			事務所用建物減価償却累計額	
			施設用建物減価償却累計額	
			公舎宿舎用建物減価償却累計額	
			その他建物減価償却累計額	
		構築物		土地に定着する土木施設工作物等をいう。
			取水設備	
			貯水設備	
			導水設備	
			浄水設備	
			送水設備	
			配水設備	
			その他構築物	
		構築物減価償却累計額		
			取水設備減価償却累計額	
			貯水設備減価償却累計額	
			導水設備減価償却累計額	
			浄水設備減価償却累計額	
			送水設備減価償却累計額	
			配水設備減価償却累計額	
			その他構築物減価償却累計額	
		機械及び装置		
			電気設備	電動機、変圧器、配電器、受電設備をいう。
			内燃設備	自家発電のための内燃設備をいう。

		ポンプ設備	ポンプに直結し、分離しがたい電動機等を含む。
		量水器	直接需要者の用に供する量水用計器をいう。
		その他機器装置	
	機械及び装置減価償却累計額		
		電気設備減価償却累計額	
		内燃設備減価償却累計額	
		ポンプ設備減価償却累計額	
		量水器減価償却累計額	
		その他機器装置減価償却累計額	
	車両運搬具		自動車、その他の陸上運搬具をいう。ただし一品の取得価格が10万円未満で、かつ耐用年数が1年未満のものは除く。
	車両運搬具減価償却累計額		
	工具機器及び備品		機械及び装置の付属設備に含まれない工具及び備品で、一組又は一品目の取得価格が10万円以上であり、かつ耐用年数が1年以上のものをいう。
	工具機器及び備品減価償却累計額		
	共有設備		
	共有設備減価償却累計額		
	リース資産		有形固定資産（建設仮勘定を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
	リース資産減価償却累計額		
	建設仮勘定		建設又は改良のための支出金を整理する。
	その他の有形固定資産		
	その他の有形固定資産減価償却累計額		
	無形固定資産		
		水利権	河川法第23条に規定する権利をいう。
		地上権	民法第269条に規定する権利をいう。
		施設利用権	電気事業者又はガス事業者にたいして、これらの供給施設を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用する権利をいう。
		ダム使用权	
		電話加入権	
	投資		
		投資有価証券	
		他会計貸付金	
		電気事業会計	
		工業用地造成事業会計	
		その他の投資	
流動資産			
		現金預金	
		現金	
		預金	契約期間1年以上のものを除く。当座預金、普通預金、通知預金、定期預金別に整理する。
		営業未収入金	
		給水収益未収入金	水道料金の未収入金をいう。

		営業雑収益未収入金	
営業外未収入金			
		未収利息	
		未収消費税還付金	
		雑未収入金	
貯蔵品			
		材料	
		不用品	
		薬品	
		消耗工具器具及び備品	一組又は一品目の取得価格が、10万円未満で、かつ耐用年数1年未満の貯蔵中のものをいう。
		事務用品	貯蔵中の文具、用紙等の事務用品をいう。
		雑口	上記以外のものをいう。
前払金			
		工事代	
		物品代	
		前払消費税	
		雑口	
前払費用			1年以内に費用となるものをいう。
		未経過水利使用料	
		未経過賃借料	
		未経過支払利息	
		前渡金及び概算金	
短期貸付金			契約期間1年未満のものをいう。ただし職員に対する貸付は除く。
仮払消費税			
その他の流動資産			流動資産のうち上記の科目に該当しないものをいう。入札補償、契約補償のため預かった有価証券を含む。この科目に整理されたものの金額が資産総額の百分の一を超えるものについては、当該資産を示す科目をもって記載する。

4 負債

款	項	目	節	備考
固定負債				
	企業債			1年以内に償還期限の到来する企業債を除く。
	他会計借入金			
			一般会計	
			電気事業会計	
			工業用地造成事業会計	
	引当金			将来生ずることが予想される経費の準備のための引当額をいう。
		退職給付引当金		
		修繕引当金		
		特別修繕引当金		
	その他の固定負債			固定負債のうち上記の科目に該当しないものをいう。この科目に整理されるものうち、金額が負債総額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す科目をもって記載する。
		長期預り金		

		その他の固定負債		
流動負債				
	企業債			1 年以内に償還期限の到来する企業債。
	未払金			契約等によりすでに確定している短期的債務でまだその支払いの終わらないものをいう。(未払費用に属するものを除く。)
		請負代		
		物品代		
		未払消費税		
		雑未払金		
	未払費用			
		未払給与手当		
		雑未払費用		
	引当金			
		賞与引当金		
		法定福利費引当金		
		修繕引当金		
		特別修繕引当金		
	前受金			他から前受した額をいう。
	その他預り金			他から預かった金銭等の債務に係るもので、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内のものをいう。
	仮受消費税			
	その他の流動負債			流動負債のうち上記の科目に該当しないものをいう。この科目に整理されるもののうち、金額が負債総額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す科目をもって記載する。
繰延収益				
	長期前受金			償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額
	長期前受金収益化累計額			

5 資本

款	項	目	節	備考
資本金				
	資本金			
剰余金				
	資本剰余金			
		国庫補助金		
		工事負担金		
		受贈財産評価額		
		受託金		
		その他の資本剰余金		寄付金を含む。
	利益剰余金			
		減債積立金		
		建設改良積立金		
		(何)積立金		目的別に科目を設ける。
		当年度未処分利益剰余金(又は未処理欠損金)		
			繰越利益剰余金年度末残高(又は繰越欠損金年度末残高)	
			当年度純利益(又は純損失)	

工業用地造成事業勘定科目表

1 収益

款	項	目	節	備考
造成事業収益				
	営業収益			
		土地売却収益		
			何地区	地区別に整理する。
		受託工事収益		
		営業雑収益		
	営業外収益			
		受取利息		
			預金利息	
			貸付金利息	
			有価証券利息	
			雑利息	
		雑収益		
			有価証券売却益	
			不用品売却益	
			一般会計負担金	
			その他の雑収益	
	特別利益			
		過年度損益修正益		
		その他の特別利益		

2 費用

款	項	目	節	備考
造成事業費用				
	営業費用			
		土地売却原価		
			何地区	地区別に整理する。
		受託工事費		
		維持管理費		
			修繕費	建物、構築物、機械装置、雑(その他)の各修繕費に整理する。修繕工事の請負代金及び支給材料、修繕工事のため支出した賃金、補償費、消耗品等の諸掛費及び自己の材料の購入費等をいう。
			委託費	
			土地整備費	土地整備工事及び土地整備工事に係る補償費等をいう。
		一般管理費		
			給料手当	職員の給料手当を職員給及び職員手当別に整理する。
			退職給付費	支払額と引当額とに区分し整理する。
			法定福利費	地方職員共済組合費及び公務災害負担金等に整理する。
			厚生福利費	
			賃金	
			消耗品費	什器用具費、事務用品費、光熱水費、図書費、被服費、燃料費、雑用品費(その他の消耗品費)等をいう。
			修繕費	維持管理費の節に準ずる。
			補償費	
			賃借料	
			委託費	

		損害保険料	
		動力費	
		交付金	「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」に基づき、所在市町村に交付する交付金をいう。
		諸費	通信運搬費、旅費、会議費、諸会費、広告料、交際費、諸手数料等に区分し整理する。
		諸税	
		研究養成費	旅費及び負担金に区分し整理する。
	資産減耗費	たな卸資産減耗費	低価法による評価損
	その他の営業費用		
営業外費用			
	支払利息		
		企業債利息	
		他会計借入金利息	
		一時借入金利息	
	雑支出		
		不用品売却原価	
		その他の雑支出	
	その他の営業外費用		
特別損失			
	減損損失		
	災害による損失		
	過年度損益修正損		
	その他の特別損失		
予備費			

3 資産

款	項	目	節	備考
固定資産				
	無形固定資産			
		電話加入権		
		その他の無形固定資産		上記以外の無形固定資産をいい、種類ごとに資産を示す科目をもって記載する。ただし、種類ごとに科目をもって記載することが適当でないものについては、節において区分する。
	投資			
		投資有価証券		
		他会計貸付金		
			電気事業会計	
			工業用水道事業会計	
		その他の投資		上記以外の投資をいう。
造成土地				
	完成土地			
		完成土地(何地区土地)		
	未成土地(何地区土地)			
		補償費		
		土地費		
			買収費	
			補償費	
		造成費		
		附帯費		
		調査費		
		仮設費		土地、建物、備品、動力設備(動力費を含む。)、運搬設備、機械装置、諸設備、売却収入(貸方)等に区分する。

	建設利息		建設資金に充てるため他から借入れた資金の利息をいう。
		企業債利息	
		他会計借入金利息	
		一時借入金利息	
	総係費		
		給料手当	職員の給料手当を職員給及び職員手当別に整理する。
		退職給付費	支払額と引当額とに区分し整理する。
		法定福利費	地方職員共済組合費及び公務災害負担金等に整理する。
		厚生福利費	
		賃金	
		消耗品費	什器用具費、事務用品費、図書費、被服費、燃料費、光熱水費、雑用品費等に区分し整理する。
		修繕費	建物、構築物、機械装置、雑(その他)の各修繕費に整理する。修繕工事の請負代金及び支給資材、修繕のため支出した賃金、補償費、消耗品費の諸係費及び自己の材料等をいう。
		補償費	
		賃借料	
		委託費	
		損害保険料	
		動力費	
		交付金	「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」に基づき、所在市町村に交付する交付金をいう。
		諸費	通信運搬費、旅費、会議費、諸会費、広告料、交際費、諸手数料等に区分し整理する。
		諸税	
		研究養成費	旅費及び負担金に区分し整理する。
	未成土地収入(貸方)		
流動資産			
	現金預金		
		現金預金	
		現金	
		預金	契約期間一箇年以上のものを除く。当座預金、普通預金、通知預金、定期預金別に整理する。
	営業未収入金		
		造成土地未収入金	造成土地売却代金の未収入金をいう。
		受託工事未収入金	受託工事に係る未収入金をいう。
		営業雑未収入金	
	営業外未収入金		本来の営業活動によらない未収入金をいう。
		未収利息	
		雑未収入金	不用物品売却代金等上記以外の未収入金をいう。
	前払金		
		工事代	
		物品代	
		その他の前払金	
	前払費用		一年以内の費用となるものをいう。

	前渡金及び概算金		
短期貸付金			契約期間一箇年未満のものをいう。ただし、職員に対する貸付金は除く。
その他の流動資産			流動資産のうち上記の科目に該当しないものをいう。入札保証、契約保証のため預かった有価証券を含む。この科目に整理された金額が資産総額の百分の一を超えるものについては、当該資産を示す科目をもって記載する。

4 負債

款	項	目	節	備考
固定負債				
	企業債			1 年以内に償還期限の到来する企業債を除く。
	他会計借入金			1 年以内に返済期限の到来する他の会計から繰り入れた借入金を除く。
			一般会計	
			電気事業会計	
			工業用水道事業会計	
	引当金			将来生ずることが予想される経費の準備のための引当額をいう。
		退職給付引当金		
		(何)引当金		引当金の性格を示す科目を付す。
	長期前受金			1 年以内に債務が履行されるものを除く。
	その他の固定負債			固定負債のうち上記の科目に該当しないものをいう。この科目に整理されるものうち、金額が負債総額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す科目をもって記載する。
		長期預り金		
		その他の固定負債		
流動負債				
	短期借入金			契約期間一箇年未満の借入金をいう。借入先別に整理する。
	企業債			1 年以内に償還期限の到来する企業債。
	他会計借入金			1 年以内に返済期限の到来する他の会計から繰り入れた借入金。
	未払金			契約等によりすでに確定している短期的債務でまだその支払の終らないものをいう。(未払費用に属するものを除く。)
		請負代		
		物品代		
		雑未払金		
	未払費用			
		未払工事費		
		未払給料手当		
		未払利息		
		雑未払費用		
	引当金			
		賞与引当金		
		法定福利費引当金		

前受金			他から前受した額をいう。
預り金			他から預った金銭等の債務に係るもので、貸借対照表日の翌日から起算して一年以内のものをいう。
その他の流動負債			流動負債のうち上記の科目に該当しないものをいう。この科目に整理されるものうち、金額が負債総額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す科目をもって記載する。

5 資本

款	項	目	節	備考
資本金				
	資本金			
剰余金				
	資本剰余金			
		受贈財産評価額		
		その他の資本剰余金		寄付金を含む。
	利益剰余金			
		減債積立金		
		利益積立金		
		土地造成積立金		
		(何)積立金		目的別に科目を設ける。
		当年度未処分利益剰余金 (又は未処理欠損金)		
			繰越利益剰余金年度末残高(又は繰越欠損金年度末残高)	
			当年度純利益(又は純損失)	

附 則

この規程は、公布の日から施行する。